# 新釋令義解

六

ワ 3
6374
4

職員

# 新釋令義解 六

新釋令義解第六

勢州 祠官 薗田守良 著

古水 五味均平藏
井上頼圀藏

## 職員令

民部省 管寮二

卿一人掌諸國戶口名籍（謂依戶令京戶及官奴婢名籍亦同）賦役孝義（謂依賦役令孝子義夫同籍悉免課役是也）優復（謂優優復也同令有精誠通感者別加優）

ワ3 6374 4

賞是也　復　復除也同令没落外蕃得還及遷郷給復是也　蠲免　謂同令應免課役者皆侍蠲符至然後注免是也　家人奴婢　謂既非平民故別顯　橋道津濟渠池山川藪澤諸國田事　其道橋以下藪澤以上唯據地圖知其形界至於檢勘不更關渉

大輔一人少輔一人大丞一人少丞二人大錄一人
少錄三人史生十人省掌二人使部六十人直丁四人

民部省は諸國の戸口田租の事を專務として人民の事を掌まつる和名抄に多美乃豆加佐と訓みてあり
天武紀に六年の条民部卿十五年に民部省とあり又民官と記し文武紀大宝元年三月丙寅任勘民官戸籍史等と見ゆるは漢文なれは記し状なり

廢帝紀天平宝字二年九月甲子官奏に民部省施政於民量用惟仁故改為仁部省となされと同八年九月丙辰に停められて舊號を復せり　唐六典云漢成帝置尚書五人其三曰民曹云云隋開皇三年為民部皇朝因之貞觀廿三年改為戸部と見えたり
猶戸口の義は戸令に云へると　諸國戸口は諸國に有る民戸男女口なり　名籍は即男女口の名帳にて良民の限を此帳に載へし諸國と京戸も
同し　奴婢家人の帳も別にありて　官奴婢私奴婢家人これも掌る故なり　戸令に凡戸籍六年一造云云里別為巻總寫三通二通申送大政官一通留國其雜戸陵戸籍更寫各一通送本司
となり　雜戸は其品部の本司陵戸は諸陵司まて官奴婢は官奴婢司ありて此省にて名帳は掌らさるへし　集解に皇親名籍亦有此司官奴婢寺奴婢家人奴婢之籍與僧尼籍猶有此司と廣くいへと然らは此省は良民の名帳のみにて家人婢奴は別に載せさり
賦役は貢賦徭役なり賦役令註に賦者斂也調庸及義倉諸國貢獻物等為賦歳役雜徭等為役とあり　唐令に有家有調有田有租有身有庸と定めて猶下賦役令に云へし　庸は力代の布をいへて是を賦役と云て
孝子義婦は父母に仕ふる孝ある子　子は男女子をいふ　其夫に仕へて義ある婦人にて古へより此二色は感賞せらるゝ例なり
賦役令に孝子順孫義夫節婦志行聞於國郡者申大政官奏聞表其門閭同籍

悉免課役とあり　孝義といへるも順孫義夫も其中に約るべし　優復は恩詔をもて賞物を給はまく

調役を免除せらるゝ類あり　字音も優は饒也　復復除也といへり　賦役令に凡孝子順孫云々有精誠通感

者別加優賞とあるは優をいふ　没落外蕃得還者一年以上復三年は復といふべし　元

明紀霊亀元年七月己丑賜従五位下紀朝臣浄人穀百石優学士也文武紀三年三

月獲瑞人大養廣麻呂給復三年とあり　漢書注に復者除其賦役又云除免其身役戸税也といふ此意なり　蠲免

は優復の蠲免なり　註に中にも偏つあれより別事を記して如くあれと然らは此例は註にも多かり　賦役令に應免課役者皆

侍蠲符至然後注免とあり　蠲は除に同じ　課役を蠲除の官符は此省の符を副て其國

に下し其國郡司の符至ては計帳に免字を注しおくなるべし　家人奴婢は諸陵

の家に仕ふる賤隷なれし別に顕はし記せり良民戸口にあらねばいふ　諸國戸口名帳に入らぬを顕すなり

又平民は凡民の如しかまれは此省に属くよしなきを田令に凡官戸奴婢口分田與良人同家人

奴婢隨郷寛狭並給三分之一とあるを口分田にあれるしなり　桜に官奴婢は本司にあるを私奴婢は属する司なきをもて此

省につけて家人奴婢の事は下戸令に云て田を給ふなるむ　道橋以下の註は其条下にいもん　道橋は諸国官

道驛路をいふ　公使往来の道は官道なり驛傳馬あるを驛路といふ百姓の私路は常路　橋は諸國の官橋にて勢田橋矢

矧橋の類　官橋は俗に公儀普請の橋と云ふ如し　津済は船の泊る地を津といふ近江國大津山城國

淀津摂津國難波津の如し　尚書孔安國注に濟は渡也　濟は官船にて渡る江河にて山城國

淀渡泉川の渡の類　濟と渡と同じきをて津渡の所を済といへり　渠池は河水をそゝく田間の流れを渠

とし水の停まりたる所を池といふ　藪澤は藪は水なくて草木の繁茂する地澤

は水ある小藪なり　共に澤なるを水のあるをもて有無にて分つべし　調賦の出る地官私の要路諸國の田疇

皆衆民用要の所を此省掌るは諸國より官に申し官此省に附て営繕むる事を

處分せしむるなり　註に此註上の家人奴婢の下に誤写し其字を加へしと見ゆ陰陽寮の下に天文博士の氣色ありといへるはしする

をも此条は更にあし今は板本のまゝに記しをり　道橋以下藪澤以上の十色は其國の絵図にて其國

の形ち界内を知るのみにて検校勘考まるとて其所に省より渉を行き其

事に預らぬとある　諸國は各國司の治むれを此省の預るを掌とと精しからぬを論あきをかく云は後人の疑を暁せるなりと

又諸國の田に同しかるべきに脇逃たり　按に橋道津済渠池は破損をなし

其國より修理を申し山川藪澤は貢賦の出る地なれは此省の遥に掌らせたふなり此事は営繕令また雑令にいへる別勅を受ては臨時に産物の下符あり地圖を繕ひて元正を見て知るへし其文長くて省きたり 元明
紀和銅六年五月甲子畿内七道云云其郡内所生物具録色目及土地山川原
野名號所由又古老相傳舊聞異事載史籍言上と見ゆれはかゝる圖と帳と
此省にあるへし 民部式に凡諸国例進圖籍戸籍並郷戸課下位田等帳若有
未進者拘留庸並税帳返抄とあり 毎國より圖帳を此省に進むるは古より例な
るへし後世に民部省図帳といふものあり 百練抄云後堀川院嘉禄二年九月十一日盗人切穿民部省文庫盗取文書了諸国
帳少々紛失とあれと高倉院安元元年火災に民部省亡とあり此事を愚昧記了
委しく記されしかとも図帳は見えさるにかゝる事あらむ職原抄に民部省有図帳
国郡牓示載以明白故謂之民部省図帳 百寮訓要抄了民部圖帳トテ日本ノ国堺
ナトヲ収メタル文書ノ類数百巻此省ニ昔ヨリ傳ヘテ日本国ノ重宝ニテ侍リシナリ近項ハ失
テ侍ルニヤ見及侍ラスと後世も云傳へたり
大丞一人 類聚國史職官部に延
暦九年二月壬辰官奏云加置民部省大丞一人 集解別記に同年二月廿五日官奏と云是より二員と
定まれり 史生十人 文武紀大宝元年三月丙寅任勘民官戸籍史等此史は上大少録下

まへ史生とも定めかくけるを此省了史の見えたり元正紀和銅六年十月乙巳更加民部省史生六員と見ゆ 凡
六員なるを後了四員を増加へしつ 式部式了民部省史生二十人とあり 省掌二人 類聚國史十
職官部に大同元年十月壬申民部省省掌聴把笏此後仁明天皇承和八年十
月庚午置民部省扶省掌二人式部式了正員之外扶省掌以入色者置二人
不把笏と記せりまた民部省省掌二人扶省掌二人と見ゆ 使部六十人
式部式了使部三十人とあり

## 主計寮

頭一人 掌計納調及雑物 謂除調以外庸及諸國貢献物等是也 支度
國用勘勾用度事 助一人 大允一人 少允一人 大

屬一人少屬一人

筭師二人掌勘計調庸及用度事

史生六人使部二十人直丁二人

主計寮は調物用度の計數を主當の司にて民部省の所管なる別司なり和名抄主計寮加須不留豆加佐とよみ漢書注に計筭也といへり 類聚國史職官部に仁明天皇天長十年五月戊戌主計寮言寮中置厨若於慎火賜散位寮東面之地廣七丈長十丈將置厨之處許之とあり 此寮は雜調の物を計納すれは火災を畏るゝ炊食の厨所を申請へるなりまた今の御勘定所と云へき司なり 計納は諸國より輸ふる調雜物の員數を計へ省に納めしむるをいふ 計帳送調の案ともより計ふるふん 類聚國史職官部に陽成天皇元慶七年十一月二日乙丑勅令民部省諸國貢調郡司參宿之日勘會見物之後五ケ日内移送大藏省五ケ日の制は捕亡令に云も 式部式に凡貢調使公文下省即直主計寮若不直者始自外題日責其不上と見えて諸國貢調使の公文は官より省に附る後は計納の訖るまで此寮にて上直する制なり主計式に凡調庸雜物納官訖即與使國司共勘會收帳及神寺諸家封物返抄訖具録事状送主税寮即據勘租帳便録状尾返送主計即申省とありて此寮より上直は勘會の事なれともなるへし 勘會のさまは公式令計會式に准へ知へし 神寺封物は田租の會計なれは主税寮の送るならひ 諸國より送る公文は元明紀養老三年五月辛酉以大計帳四季帳見丁帳青苗簿輸帳等式頒於七道諸國とある此式樣によるへし 公式令に大事二十日程謂計帳大簿帳とあるは此計帳の類なるへし

調は賦役令に凡調絹絁絲綿布若輸雜物云云其調副物云云と見ゆ 雜物は右の調物の外に庸布諸國貢献の物なとも多かるへし 此餘雜事の勘會も主計式に凡勘大帳者皆據去年帳勘其出入と計帳の失錯不同を對問すへきなり 支度國用は國家の雜用を計へ分て定め量るをいふ 支は分け度は量り定るなり 賦役

令に凡雇役丁者本司預計當年所作色目多少申官録付主計覆審支配まて毎年八月三十日以前計帳至付民部主計計庸多少充衛士仕丁采女女丁等食以外皆支配役民雇直及食を支度のむね見ゆ公式令論奏に支度國用とあるに其義なをあり

科析亦申大政

勘勾用度は官人に給ふ録物また其年の豊倹増減の用度を勘へ計ふへし 勾は勘に同し 営繕令に凡在京造営貯備雑物毎年諸司総料来年所須申大政官付主計預定出所科備云云其年常支料供用不足及上文料之外更有別須應上下科析者亦申大政官とかけるは用度なるへし 凡属は類聚國史職官部 云延暦九年二月壬辰加置主計寮少允小属各一人と二員に定められたり 算師は算筭等を執て物の數を勘ふ職なり後世の十露盤を用ひにけむ 古は算筭等をもて計へたり 元明紀養老三年六月丙丁令主記寮算師始取筋類聚國史職官部に大宝元年七月戊戌大政官處分主計主税算師加此之類為官判任とあり考課令に主政主帳及家令等判任とあれは此例に准ふなるへし 勘計調庸及用度は上文の調及雑物國用用度を約めて其を勘へ計へて員數を會するをいふ

勘計は俗にいふ勘定といふか如し 事字板本にあるは寫し訛れり 事字は長官の条下の例よりいへり 史生は六人なるを按に元正紀和銅元年八月庚辰主計寮加史生四員通前十人 式部式に主計寮史生十一人権人 凡主計主税勘解由等寮使史生勞十年為限以外史生二十年為限並補諸國史生とあり此寮史生の諸國史生に轉任を俸料の多少ある故なるへし 寮掌は類聚國史職官部に承和八年十二月辛卯置主計主税二寮寮掌二人また同十年六月甲子始置主計主税二寮寮掌各二人と見ゆ 按に寮掌は二員の例なるを八年十年と両度置かれし十年より始字をさへ加へたるをいふのは誤れる文なるへし 或説に八年に寮掌をおかるへき議ありしにまれと其任は八年に置かれしなり 外に此類なる見及ひかたりといへるはいかにあるへからむ 式部式に寮掌二人見ゆ 使部二十人 式部式十人と見ゆ

## 主税寮

頭一人 掌倉廩 謂穀藏曰倉米藏曰廩也 出納諸國田租 謂京田租左右

亦准此

舂米謂知諸國舂米之數但納大炊寮之日主計寮計納也碾磑謂水碓也作米曰碾作麵曰磑事

助一人大允一人少允一人大属一人少属一人

筭師二人掌勘計租税史生四人使部二十人直丁二人

主税寮は租税舂米の諸國より輸(ユク)るを計へ納むる主當なり省の別司なるは主計に同し

倉廩は穀を収め藏むを倉とし穀は和名抄に毛美とあり即稲實なるなり米を藏むる廩と云なり礼記月令篇鄭註云穀藏曰倉米藏曰廩とあるも全く之なり七れも米穀を貯ふ處の名なり元正紀養老三年六月癸酉制穀之為物経年不腐自今以後税及雑稲必為穀而収之とありて穀は今いふ籾なるへし

出納は倉廩の米穀を出納するなり考課令主税之最謹於京國官倉蓋藏及出納其在京者主税自検校在外者據帳知之とあり 検校以上八字倉庫令文を集解に引き用ひたり 註も此義あるへし在京は此寮外は諸國をいふ 在此寮は税租を惣掌せる官倉の外諸國の公倉をも志るて 依帳は輸租帳計會帳の案記なり 民部式に凡京職正税義倉穀者省與主計主税共知出納正倉主税義倉主計凡穀倉院所納穀者載京職税帳申之とあり京職に准へ諸國も同例を志て たとへは某國義倉米穀若干斛公倉正税若干束の類みな其國より申を税帳にて員數明かなり

諸國田租は諸國より此寮へ輸し納むる租税なり神祇令註に租税者並是田賦唯新輸曰租經貯曰税と見ゆ集解に倉庫令云受地租皆令乾浄以次取牓同時者先遠京國官司共輸人執筭對受在京倉者主税検校國郡則長官監検とあり諸國田租を輸せる日官人監視筭師勘計の後に納むるなれ 主計寮より雑物を納むるも此制に同しかるへく貢税使の勘計の日上直もまた同し

民部式に凡諸國所送雜米者隨送即收且給日收使用省印既畢日返抄申官
とあり　舂米は白米なり　字書に舂書中反擣粟也とあり　田令に凡田租云云其舂米運京者正月起
輸八月卅日以前納畢　民部式年料舂米の条に伊勢國云云右廿二國各以正稅舂運白
米送大炊寮黒米送省及内藏寮と見ゆ　凡田租は民部省舂米は大炊寮へ
送りと此寮にて見穀を勘検記し運ひ收むへかれとも田賦の事は皆隷す　諸に
納大炊寮之日主計寮計納は主稅主計共に勘會にて大炊寮に納むるをいふ　此事外に見あ
たらされとも定め云ふて　猶下田令舂米の条に云へし　碾磑は水にてつく碓なり　和名抄に碓踏
具也和名賀良宇須とあり　賀良宇須は唐臼にて石を碓とし之を水にて　碾は作米の
碓にて米を舂く具　つくは水唐臼と俗にいふものにて即ち水車なり　集解の説も同し　和名抄に碾は見えねと茶研の条に磑は麵を作
る具なり　茶碾子碾與展同岐之流と訓て茶臼なとは異なり　石　集解も同し　和名抄に磑和名須利宇須磨礱也　晋書に王戎有水磑俗
說に以石為碓以木為杵　麵は和名抄に米麦細屑也　和名牟岐古とあれと碾磑
作麵曰磑といふにまま異なり　謂之磨とすりを集解
は水にて舂き磨るものなり　下雜令に委しく云へし　筭師は米穀の數を計ふ

職なるは主計寮の筭師に同し　租稅は去年の稅數と今年の新闕租の數を勘へ計
る義なるへし　経貯を稅新輸を租といふを考ふへし　史生四人元明紀養老六年夏四月辛卯主稅
寮加史生二人通前六員式部式に主稅寮史生七人權一人と見ゆ　權一人を後
に加へられ七員となりしにてた　主計寮にも權史生一人あり同時に置れしなるへし　使部二十人式部式に使部
十人あり　省掌は上主計寮省掌の条に云へり

兵部省　管司五

卿一人掌内外武官名帳考課選叙位記兵士以上

名帳謂校尉以下也即主帳亦同其大少兩毅為外武官朝集祿賜假使差發

兵士　謂差遣衛士防人及征討也依軍防令差兵二十人以上者須契勅即此勘録應發之國並人數申官官即奏聞下契勅但差衛士防人者省直下符於國更不申官也　兵器儀仗謂用之征伐曰兵器用之礼容曰儀仗也　城隍烽火事

大輔一人　少輔一人　大丞一人　掌准式部大丞少丞

二人　掌同大丞　大録一人　少録三人　史生十人　省掌

二人　使部六人　直丁四人

兵部省は武の事を惣掌せり天武紀に兵政官といへり和名抄に兵部省都波毛乃
乃豆加佐と見ゆ廢帝紀天平宝字二年八月甲子官奏に兵部省惣掌武官考
賜故改為武部省とあれと後に兵部省と改められたり 唐百官志に兵部尚書天宝十一載曰武部と有も似たり
此省は兵馬鼓吹主船造兵主鷹の五司を管たり 内外武官名帳の内外
は京國の武官軍國の大小毅あり 内外の義は式部省にいへ公式令に五衛府軍團及大小兩毅は外武官と云て
諸帯仗者為武大宰府三関國及内舎人不在武限といへり 猶式部省に此名帳いへるを畧けり
を掌れり 考課叙位（選記）は文武紀に慶雲四年五月己亥兵部省始録五衛府五位
以上朝参及上日申送大政官 始字を按ふに以前は式部省の考課の行事上日を官に申しけむ 軍防令に兵衛毎年
考滿兵部校練隨文武所能具為等級申官堪時務者量才處分とあり
類聚國史職官部に聖武天皇神亀五年十一月壬寅制衛府府生者兵部省補焉
天平三年十一月丁未大政官處分武官解任者令兵部掌焉といへるを按ふに古へ
は　武官の考選も式部省の掌なりしなむ聖武紀天平三年十一月丁未大政

官處分武官醫師使部及左右馬監馬醫帶仗者考擬及武官解任其先
例並屬式部於事不便自今以後應徙兵部掌と見ゆれと武官の限を聖武の
御代より兵部省の掌るなとなりけんかし又文武官人の遷代は三代實録貞觀
十二年十二月廿五日壬寅制に諸衛府官人舎人兼任諸國史生者令式部移
兵部自文官遷武官自武官遷文官之官人令式部兵部兩省平相移
送其自他司遷兵部被管之輩亦復同此 此格文類聚國史にも記せり兵部被管は本省の補任なるなと同國史云嵯峨天皇大同四年五月癸亥兵部省所管諸司史生等令省補任と既く定められも此例に同し
兵部式に凡武官補任帳准
式部省毎年正月七月一日進大政官若有遷官卒死之類以朱注と式部此省
の補任帳と同制をいへる 兵士以上名帳は校尉以下兵士以上まて主帳も同し
く名帳に記せをいふ下の条諸國に軍團大毅一人少毅二人主帳一人校尉五人旅師十
人隊正二十人とあり 隊正以上は兵士の主帥なり 大少毅は外武官にて兵士の限にあらされも記せし
軍防令に兵士以上皆造歴名簿二通並顯征防遠使處所仍注貧富三等一通

留國一通毎年附朝集使送兵部と見ゆ此名帳なるべし　朝集は諸國の使の武政の事両般の考撰戎具の修理を申さんとて此省に集るべし　朝集の義は上の式部省の条にいへり
禄賜は武官の位禄季禄また賞賜の物此省より下すをいふ　軍團も亦同し　假使は武官衛府の休假また公使に充らるをいへり式部省の假使に准へ知るべし　差發
兵士は兵士を衛士防人に差し遣ひ征行の兵士を發せしむるは此省の處分にて省符を其國に下し差發せしむるなり　註に軍防令を記し兵士二十人以上を差發するは省符に勅書官符を副下せ一十九人以下は省符のみを用ふ其衛士防人は（兵士を多く発）には其發する國まで兵士の人數を勘へ記文をもて官に申せば官奏聞の後に勅契を此省に附べし但し衛士防人を差には常制をもて省符を直に其國に下すべしそれを官に申さるべしといへるなり　勅契の義は常例臨時の二色をもて委くさだせり　軍防令に云を
省符を國に下さば官に申し踏印を請へて官に申さねばあらぬと奏聞の例にあらぬ尋常なるをもて註に不申官とは記せり臨時は奏聞の制なり猶省符の事は公式令に云べし唐兵志に凡発兵降勅書於兵部尚書一尚書下文符於二十人發二十馬軍器出十皆不待勅とある此制をもて註にいへるなるべし

兵器は（兵庫寮）造兵司また諸國司より申請て修理するをいへり軍防令に国郡器仗毎年録帳附朝集使申兵部勘校訖二月三十日以前録進また凡在庫器仗有不任者當處長官驗實具状申官隨状處分除毀在京庫者送兵部省仍充公用とあり　當處長官とは兵庫國郡司みて兵器のある所司をいへり　儀仗を兵器にて征行の日は兵器といひ威儀の日用ふるを儀仗といふ其用ふる事に從ひて名を異にせり　儀は礼儀容貌なり註に礼容と云は畧けるなり　仗は劔戟弓箭の類なり集解に謂左右及内兵庫之兵器儀仗也といへるも委し　此事は下宮衛令に云べし　城隍は城下の池流なり城池无水曰隍といへり　字書に隍は流同しと見ゆ　俗にから保利といへる　下軍防令に云べし　烽火を飛火なり衛禁律に從縁辺置烽速於京邑烽燧相應以備非常とあり　此烽も軍防令にいへるを　此城隍烽火も諸國にあるは此省の撿勘に至りては更に關と渉らざるしと地圖にてするは民部省の道橋以下の制に同じかるべし　唐百官志兵部尚書条に職方郎中掌城圖城隍鎮戍烽候とあるも地圖にて掌るなり
大丞の本註に式部大丞に准ふは武官の考撰の日勘問考課のこと式部の

文官モ勘問ト同例といへるなり　史生十人 元明紀和銅元年八月庚辰兵部省更加史生六員通前十六人 類聚國史職官部に嵯峨天皇大同四年三月己未加兵部省史生四員 日本後紀も同格見ゆ 式部式ニ兵部省史生二十人とあり 類聚國史天長十年六月兵部省奏言造兵司雜工之中二人鼓吹部之内大小角鼓生各一人並以為兵部省書生凡四人となり式部省書生も此時ニ置きし　省掌二人 式部省省掌ト同し 全文其条ヲいへと 把笏も同制なり 扶省掌 續日本後紀に承和元年十一月丙寅兵部言准式部省置扶省掌二人許之 類聚國史に天長七年八月戊申置兵部省扶省掌二人とあるは式部省の誤りはあらさるか 式部省扶省掌は以前ヨリ置けれ故ヲ兵部も准例をもて申請ひし 式部式に兵部扶省掌二人まし 隼人権史生三人其二人以兵部扶省掌兼任であり 大學権史生四人其二人以省扶省掌兼任とあるに同例なり　使部六十人 式部式ヲ兵部省使部三十人と見ゆ

## 兵馬司

正一人 掌牧及兵馬 謂取牧馬付軍團令養者也 郵驛 謂郵亦驛也境上行書舍也 公私馬牛 謂公者傳馬及公廨馬牛也私者凡非官畜而在民間者是其征行大事公私共給為其差發是故兼知 事 佑一人 大令史一人 少令史一人 使部六人 直丁二人

兵馬司は兵事の馬牛を掌る司なり 兵馬は軍馬と云か如し 集解に大同三年正月併馬寮と云へり　牧は牛牧馬牧をいふ 文武紀四年三月定諸國牧地と云て是を始とす 兵部式に諸國之牧馬牧二十三牛牧十八あり 此外甲斐信濃武藏上野四國牧地馬寮所領御牧者此司不預と云は後の制なり 廐牧令に凡牧馬應堪乘用者皆付軍團於當國兵士内簡家富堪養者充と有り　兵馬は

官馬にて兵士の所養の馬をいふ軍防令に凡兵士各為隊伍便弓馬者為騎兵と
あり集解に養老三年十二月七日格云毎人騎馬令備各有等差と云ふ征行の
設けなるん　此格文は官人の事ときこゆ　まゝと兵士も同じかるべきなり　郵驛は傳馬驛馬なり孝徳紀大化二
年の制に初置驛馬傳馬といへるを元明紀和銅四年正月に始置都亭驛合十三處
廐牧令に凡諸道置驛馬大路二十匹中路十匹小路五匹とありまた傳馬毎郡
各五と見ゆ　註に郵は驛の如く其國の境の上に往来の文書を行過の館舎にて
傳馬の在所なるべし　行書は文書を検察の処にて行人所持の書をいひて即ち過所と云べし今の問屋場會所などいへる館ときこゆ　公私
馬牛の公馬は京國の官舎にて養ふ駄馬乗馬なるべし　官舎をいふ　公廨は即ち牛も同じかる
べし　官人国司の家にて養ふ馬牛は私馬牛にて公馬なりけり　軍防令に凡兵士十人為一火火別充六駄馬
駄馬は運物の馬にてまゝ乗馬の外と云べし　をいへる条　防人営種所須牛力官給と耕牛の事見ゆ　註に傳馬と云も公馬に
から上て郵驛とあれどもかゝる行　私馬牛は國司の耕馬牛百姓の養へる公馬の外をさしていへる也
廐牧令に凡公使須乗驛及傳馬若不足者即以私馬充凡官私馬牛帳毎

年附朝集使送大政官とあるは此司にて公私馬牛帳あるべし　註に私は主へて
官に畜ふ馬牛にあらずして民間に養ひおける稱なり征行の日急速公使の大事には公私
の馬牛を兵に給ひ乗用までそれを臨時差發の故に私馬の員數を兼ね知り掌る
となり　私馬牛ながら官司の掌るはあらざれどもかゝる故を暁せる　史生は元明紀和銅六年十一月乙酉権充兵馬司史生四
人とあり権宜の制なれども令条に載られず

造兵司

正一人掌造雜兵器及工戸戸口名籍事

佑一人大令史一人少令史一人

雜工部二十人　謂此取雜工戸充之其鍛冶司鍛冶土工司泥部等如此之類者皆自鍛

戸泥戸内而取充但戸
内无人者通取他氏　使部十二人直丁一人

雑工戸

造兵司は兵器を造ることを掌る司なり 兵器の類いと多かり 雑工部の營繕を監臨の職なり 聖
武紀天平十六年四月甲寅廢造兵司と見ゆれと又置れし年月詳ならぬを
按に孝謙紀天平勝宝四年二月己巳京畿諸國鉄工以下云云之雑戸依天平十
六年二月十三日詔書雖蒙改姓云云依舊役使とあれは此年に置れしにはあらむ
此外に見 日本後紀天長十年六月に造兵司雑工二十人と記せるは此司の在ける
及もは
故なり 此後に再ひ停められて延喜式に見えぬ 官職秘抄に寛平八年省て造兵
當司併于兵庫寮と記せし
器は甲冑劔戟弓箭等の類を造るなるへし 雑とは數色いふなる云 工戸戸口名籍
は雑工戸人の名帳を掌るをいふ 典鑄司の雑工戸 鍛冶司の鍛戸 營繕令の宮
土工司の泥戸は各本司ありて異なり
造軍器皆須依様鐫題年月及工匠姓名有不可鐫題者不用此令とあり

四十三

雑工部二十人類聚國史職官部に仁明天皇天長十年六月庚午兵部省奏
造兵司雑工二十人云云兵庫式に凡雑工部二十人簡取戸内百姓藝業
勝衆者移兵部省勘籍補之と見ゆ 此司は寛平八年に兵庫寮に併せられたれは兵庫式に記せるなり 此雑工
も聖武紀に天平十六年二月丙午免天下馬飼雑戸等因勅曰汝等今
負姓人之所耻也所以原免同於平民但既免之後汝等手技如不傳習
子孫子孫弥降前姓欲従卑品といへれは雑戸を罷られしを孝謙紀に
天平勝宝四年二月己巳京畿諸國鉄工銅工金作甲作弓削矢師桙削
鞍作鞆張等雑戸依天平十六年二月十三日詔書雖蒙改姓不免本業仍下
本貫尋検天平十五年以前籍帳毎色差發依舊役使といへりて雑工の九
部見えたり 此雑工等の負姓を按ふに姓氏録に工首工造爪工連矢作連矢
集連弓削宿祢鞆編首 續紀以下の史に見えたる氏姓の中に韓
鍛師毘登金作部
はゆゑなりいへる名なるへし 類聚國史職官部に天長十年六月兵部省奏言造兵司
雑工二十人之中割其二人鼓吹部三十四人之中割大小角鼓生各一人並以為

四十四

〔写〕兵部省書生凡四人とあり　註に此雜工部は雜工戸の人を取充つ外に
鍛冶部泥部を其本司より鍛戸泥戸を取充つへし其戸内に優才の人なき
日は名負人の餘は他氏をも通はし取ゐなりと古より專ら名負人を取る
制をいへり　去へて伴部に名負人を用ひらるゝは古風の殘れるなり　さて姓氏錄に記せる矢作連弓削宿祢
靫編首韓鍛冶首爪工連金作部鞍作村主の類は名負人と云へし　兵庫式に大甞
新造神楯四枚丹波國楯縫氏造とあるも名負なり　雜工戸は集解に別記に云　鍛戸二百十七戸
甲作六十二戸靫作五十八戸弓削三十二戸矢作二十二戸鞆張二十四戸
羽結二十戸桙削三十戸右八色人等自十月至二月晦日毎戸役一丁為雜
戸免課役也　羽結は糸もて矢の羽を結ふ戸なり　兵庫式に征箭五十隻料理羽搓糸とあり　爪工十八戸楯縫卅六戸
羽握十六戸三色人等臨時召役為品部取調免徭役と見え臨時
召役なもて調物は免されぬなるへし　さは雜戸品部の差別なるへし　爪工は刄工の誤りならんとおもへと姓氏錄にも爪工首
と記せり　羽握は矢の羽をえらふ戸なるへし
兵庫式に征箭云云著羽一日裁羽半日の功を記せり　此戸すへて五百三十五戸なり

握は搓の誤なるへし

雜戸四百六十五戸品部七十戸の中に　兵庫式に雜工戸左京廿五烟今絶戸
鍛戸二百十七戸は鍛冶司に隷くなるらん
右京三十九烟今絶戸　大和國六十九烟攝津國五十烟河內國七十一烟和
泉國五烟伊勢國四烟尾張國四烟遠江國二十烟近江國十八烟美濃
國三十二烟丹波國七烟播磨國四烟紀伊國二十六烟右雜工戸免調庸
毎年十月一日至二月三十日役使雜作人別不得過其役分物毎年附貢
調使進之若有絶戸其口分田准價賃租充雜工食不給公粮とあり其
戸人別に口分田を給へは古へより農閑月に役使の制を立られしなり召役の日私
粮なもて公粮を給はさるは絶戸田を收め奪らにし賃租をもて食料に給ふ故
なり　飛騨の工丁は公粮を給はさると同しからす其制も異なり　此戸すへて三百五十烟と見ゆれと絶戸六十四
烟あり其實は二百八十六烟なるへし

鼓吹司

正一人掌調習（謂教習鼓吹戸人）鼓吹事　佑一人大令史
一人少令史一人**鼓吹師十人**使部十人直丁一人

鼓吹戸

鼓吹司は鉦鼓大小角を撃吹くを掌る司なり天武紀に鼓吹を豆々美布恵と訓り　即ち軍中の鼓吹なり　此司も後に兵庫寮に併せらり　官職秘抄に寛平八年停此司併兵庫寮　調習鼓吹を陣列を整へ戸人に撃吹く事を教授といへり唐六典大樂署の属に鼓吹署の名見えたり　それも調へ習はしむとは云なるべし　下の条 軍團に調習弓馬などとあり　三代實録に貞觀十二年八月寫鼓吹司陳法式一通賜隠岐國宰以其所請也と記せり　天武紀十年三月甲午天皇居新宮井上而試發鼓吹之聲仍令調習とあるより始まれるなるべし　軍防令に凡軍團各置鼓二面大角小角四口用兵士分番教習は諸國の制なり　集解に和銅二年六月十一日右大辨官宣曰兵部式吹部等起十月一日盡二月卅日合五ヶ月間教習鼓角以三月一日試習本業即帰本郷内吹部等年五十以上不得吹習者免之とありて五ヶ月の間教習訖て三月一日に試練ありて其家に帰せらるなるべし　儀式に三月一日右辨及史與兵部輔丞録鼓吹司正佑令史同試鼓吹部諸生于司之廳庭其分陣地成行列進退合節以試能不　右辨官は兵部省を管なれば立會なり　大政官式に凡兵庫寮召使發管戸自十月至來年二月教習鼓吹其初發聲日者寮預申官官仰陰陽寮令擇定然後少納言奏之事畢之日右辨一人史一人兵部輔丞録各一人就本司試其業　鼓吹は兵庫寮に隷く故に此式に本司と云は兵庫をいへり　兵部式に凡鼓吹初發声者兵庫寮預申省省申官官令陰陽寮擇日然後乃發限滿之日辨史各一人輔丞録各一人就寮共監試能不訖後放却　限滿之日とも三月一日なり　兵庫式に鼓吹戸云云其始發声日申官侍報三月一日辨官並兵部省官

人就寮簡試とあるを併せ考ふへし　軍陣の次列進退の状を習ふ事なれハ　まつ威儀の日の鉦鼓は
兵庫式に凡大儀撃鉦鼓節群臣陣列閤外畢仰兵部省々令寮撃
外辨鼓平声九下　諸門依次相應殿下鼓不應　開門畢寮頭進申閤内大臣令
撃殿下喚鼓雙声九下　諸門依次相應群官入就位畢殿下撃褰御座
帳鉦平声三下諸門鉦不應　礼畢撃垂帳鉦如初即殿下撃退鼓雙声九下　諸門依次
相應群官退出訖とあり　凡大儀立鼓鉦者大極殿東南閤内をへて鼓鉦を　又南去一丈立鼓次會昌門外東立鉦とあり
撃は初發大声漸至細声といへと　板本に事字の下に以鼛鼓々役事以晋鼓々金奏の十二字を大字に記せしは傍
注の本文にまきれしものあり集解に大字に記せるは是より誤りけむ集解云鼛
鼓役事長一丈二尺晋鼓長六尺二寸金奏謂樂作撃鐘鼓とあるは周礼大司
徒鼓人条に以鼛鼓鼓役事云云晋鼓二面路鼓二面注に鼛咎長大而少
声緩故以節力役といへは役事に用ふる鼓にて軍鼓にあらされは誤なり
令史の下に鼓吹部を載すへき例あるに其事見えねも例に違ひたる如く見ゆれと
造兵司の雜工　主船司主鷹司に伴部あれとは何れとも定めかてつもし鼓吹部
部例を見るへし
あらは註に教習鼓吹戸人といふへきよあらし　脱漏にはあらし　一本に吹部三十四人壺井義智本に鼓吹部二十人と加へ

記せるは天長十年格に鼓吹部三十四人和銅二年格に兵部省吹部といふによるへかからむ　集解和銅二年格に鼓部吹部と記せと下に鐵内
吹部といへるは戸人なきさくにて即ち部戸なるへしまた　古記延暦十九年十月十日官符に
癈置鼓吹司長上事癈大笛長上一員今置鉦鼓長上一員右得兵部省解偁
鼓吹司解偁軍旅之役吹角為本征戦之日鉦鼓為先今在吹角長上三人曽
无鉦鼓之師主於威儀之日有失進退之節望請立鉦鼓長上教習生徒者
右大臣宣奉勅宜廢大笛長上兼預之大角長上更置鉦鼓長上其官位亦
同吹角長上とある長上は別勅才伎長上にて部戸に簡ひ取たるなれ此長上も
部戸に教習して別に鼓吹部を置たりしにはあらし日本後残編に延暦十五年十月
定置吹部員三十四人其初大宝以降或注吹人或著角吹或称番上或号吹
部名既不定数亦無限定名曰吹部准雅樂寮雜色司乃聽勘籍とあるにて知
へし　今の世に傳ふる日本後紀は誤といと多し古の日本後紀は残れる十巻あれと其餘は闕失されて残編といへり此註に類聚國史を證とせるは流布の後記はたのみかたき故なり
置へし　心得　此時より吹部の員三十四人に定まれり類聚國史職官部に天長十年六月兵部省

奏言ニ鼓吹部三十四人之中割大小角鼓生各一人云云とあり集解ニ鼓吹師並生等
不載令文所以別勅補長上也といへるにて此条も鼓吹師あるを明らむへし兵庫式ニ
凡鼓吹雑生習業所須鉦一口大鼓一面楯一領鼓二面多良羅鼓四面答鼓一面
大角二十口小角四十口大笛四口緋幡二竿下鉦鼓箕笙盧九脚侍官符充之とあるは
此鼓吹を習ふなるへし 答鼓は答臘鼓の誤りなるへし和名抄音楽部に答臘鼓今案鞨鼓也と見ゆ又云大鼓謂之鼓和名於保豆々美即建鼓也といへり
又云鼓吹部者簡取戸内百姓才藝秀衆者移兵部省勘籍補之大角生十人
小角生八人大笛生二人鼓生十人鉦生四人と三十四員の生見えたり既く定員の
制あれを鼓吹部といふへし 同式に車駕行幸の条鼓吹師の名見えたり 大小角の義は下喪葬令にいへり
鼓吹戸は聖武紀神亀三年八月壬戌定鼓吹戸三百戸と此部戸を始めて定められ
たり 集解別記ニ大角吹並二百十八戸右毎戸自九月至二月習為品部免調役也
古へは十月より鼓吹を習ひ始むる例上にいへるを九月と云は誤るなむ 兵庫式ニ鼓吹戸山城國七十五烟摂津國二烟
河内國二十三烟 烟別六丁 右起十月一日盡二月三十日以十人為番番別三十日更代

教習若有破除随即補之 此戸すへて百戸烟別六丁は六百人あるへし三十日を一番十人為一番は六十番に分け教ゆへきなり
こいちく雑戸也を五分になし教習の故なむ 破除のことは軍防令にいへり唐大楽署に鼓吹署習大小横吹難色四番而成易
色三番而成不成者博士有譴と教法を記せり 又云凡鼓吹戸計帳之日屬已上到國與國司共以中上
戸定之莫令他役長上 大小角鉦鼓各一人 三人と見えて計帳を造る簡ぶ日に長上を簡ひ定
むるなと云莫令他役は吹部のこりは調役を免す故なり 三代實録ニ元慶二年八月癸酉頒下山城河内摂津等国
在國内吹戸口分田令鼓吹司検領ませ同四年八月十六日丁酉兵部省言鼓吹戸
者調徭雑役共被免除資利粮食學習鼓角依式部例點定六十丁若過期者
被補他戸課丁而山城國司六丁之外加擢置課丁五六人兼責却見丁之戸田
請依式令行之 過期者は十月にて及ひても鼓吹司に到らぬ調習の期を過るは罰すとなむ云 又吹戸男女老少有數須依數載
計帳而山城國司除棄大小口只抄六丁以為一戸請依數令載帳又吹戸計帳
者國司與鼓吹司令史以上以中中上戸點定勿充他役山城國吹戸七十五烟
也而國司除棄二烟只置七十三烟所欠課丁猶多請依式令定七十五烟依舊

年計帳返付課丁三十六人大政官處分下知山城國司依請許之と鼓吹戸の公戸に混ぜりしことも見えたり

## 主船司

正一人掌公私舟檝及舟具事

佑一人令史一人使部六人直丁一人 船戸

主船司は在京諸國津濟の官船を掌る司なり或説に大宰府に主船ありて志由世年と訓て是に混ぜぬやうに訓むを習とすといへるは後の事にて古は然あらし令文に解部判事に二處に司あるといふべきよしにて信がたし 船檝は征軍の要用なれば此司の惣掌ならむ後に停められしか延喜式に見えず官職秘抄に後世不任之罷年未考と記しあり 公私舟檝は公船を掌て兼て私船をも知るならむ上兵馬司の公私馬牛の例に同じかるべし 征行及急事

に公船足らざれば私船をも用ゐる故なり津濟の處なる公私の船舶なり 大宰府の主船も此司の惣掌なるべし 和名抄に方言云關東謂之舟關西謂之船と見ゆ 舟船皆和名布祢と訓みて同じ 檝和名加遅義なり方言は揚子方言なるべし使舟捷疾也兼名苑云檝一名橈とあり 船を造りし始は崇神紀十七年七月丙午朔詔曰船者天下之要用也今海邊之民由無船以甚苦歩運其令諸國俾造船舶冬十月始造船舶といへて營繕令に官私船毎年具顯色目勝受斛斗破除見在任不附朝集使申省 勝受云云は今の千石船五百石舟をいふ任不は任用と不用となり省は兵部なり 又云凡有官船之處皆遂便宜安置並加覆蓋量遣兵士者守隨壊修理不堪料理者附帳申上其主船司ノ舟者令船子分番看守と官船の制も見えたり 主船司の舟は臨時の備に設け置く用意の舟なるべし かゝれば此司に公私船籍あるなるべし 舟具は和名抄に帆和名保 帆柱帆綱舟答布那度古苫度万柂不那大那棹加伊なと見ゆ 船戸は集解別記に船守戸百烟有津國以十戸一番役爲品部免調役とあり 船戸は今の船頭の家にて船預りなどいふ人なるべし此戸は津國難波津にあるべし 本文に船戸戸口名帳あるべしなきは略文なるべし 猶摂津職に云べし

主鷹司

正一人掌調習鷹犬事　佑一人

令史一人使部六人直丁一人　鷹戸

主鷹司は鷹鷂を飼養ふ事を主當せり　即ち遊猟の司なり　唐百官志に閑厩使押五坊以供時狩一曰鵰坊二曰鶻坊三曰鷂坊四曰鷹坊五曰狗坊と見ゆ此司も同しかるへし　凡遊猟は山野の険阻平易を践みて部曲の捷敏進退をこゝろみ武事の備へとなれは此兵部省に隷きて鳥禽を捕ふ遊戯の仁徳紀四十三年九月に甫定鷹甘部と始て此部を置て御へり　其は養ふ事にはあらさるなり　此令に主鷹司を定められ後に放鷹司と改めつると見えて養老五年七月庚午詔に鷹狗を放させ高野紀天平宝字八年十月乙丑廃放鷹司置放生司とありて悉く官人をも罷られたり此後日本後紀残編に延暦十五年始置主鷹司史生二員と見ゆれは以前より置かれて事明かならす三代実録に元慶七年云弘仁十一年以来主鷹司鷹飼云々貞観二年以後無置官人雑事停廃とあり　貞観二年より永く此司を停めて蔵人所に託なり　鷹狗は鷹飼狗率の官人ありて調習すなるへし　古画を見るに鷹師また鷹狗ひきゐる人を猟所に記せり

鷹は和名抄に鷙鳥 和名大加 鷹鳥 鷂惣名也廣雅云一歳名之黄鷹 俗云和賀大加 二歳名之撫鷹 俗云加閉利大加 三歳名之青鷹白鷹 今按青白随色名之不論二歳皆名於保大加小者皆名勢宇 青白大者 見于鷹犬攣所以綴鷹狗也在鷹阿之乎在狗岐豆奈 鞲犬鎼也 和名久佐利 とあり仁徳紀四十三年秋九月庚子朔依網屯倉阿弭古捕異鳥献於天皇曰臣毎張網捕鳥未曾得是鳥之類故奇而献之天皇召酒君示鳥曰是何鳥矣酒君對言此鳥類多在百済得馴而能従人 [掠諸] 亦捷飛之掠諸鳥百済俗號此鳥曰倶知乃授酒君令養馴未幾時而得馴酒君則以韋緡著其足以小鈴著其尾居腕上献于天皇是日幸于百舌野而遊

獵時鵰雉多起乃放鷹令捕忽獲數千雉是月甫定鷹甘部といへり 此倉は官倉を
いふ釋日本紀に倶知两字急讀屈百濟俗號鷹とあり
韋緒は阿之乎まて鷹の足に著けたる緒をいへり 元正紀養老五年七月庚
午詔曰凡膺靈圖君臨宇内仁及動植恩蒙羽毛故周孔之風尤先仁愛李
釋之教深禁殺生宜其放鷹司鷹狗大膳職鸕鷀諸國鷄猪悉放本
處令遂其性従今而後如有應須先奏其狀 動植は動物植物 周孔は周公孔子李釋は李聃釋迦を云へり
と慈恩の詔命あり 聖武紀に神亀五年八月甲午詔曰朕在所思比日之間不欲
養鷹天下之人亦宜勿養其待後勅乃須養之如有違者科違勅之罪布告天
下咸令聞知すと 天平十七年九月癸酉天皇不豫勅云令諸國所有鷹鵜並以
放去て鷹鵜を養ふを禁め給へるも 猶此官人を停められさりしに高野紀天平宝字
八年十月乙丑廢放鷹司置放生司甲戌勅曰天下諸國不得養鷹狗及鵜以田
獵又諸國進御贄雑完魚等類悉停又中男作物魚完蒜等類悉停以他
物替宛但神戸不在此限と殺生を深く禁め給へり此後桓武紀延暦十年十

月丁酉行幸交野放鷹遊獵と記せは此司を再ひ置れてあり 同年主鷹司に史生二人を置かれしは上に云
へる 三代實録元慶七年五月己巳勅に貞觀二年以後無置官人雑事停廢今
鷹飼十人犬十牙料永熟食充藏人所といへり是より鷹飼は藏人所に
隷られたるなるへし 縫殿式に 行幸供奉飼鷹飼犬人別の服用のみ記せり 祐一人は官位令に脱たりと集
解すに板本義解に見え諸司の例祐あて 官位令には脱たるなるへむ 鷹戸は元正紀養老五年
七月庚午詔に其放鷹司官人並職長上等且停之所役品部並同公戸と此戸
を停められしに聖武紀神亀三年八月壬戌定鷹戸十戸と再ひ置れてあり集解
別記に鷹養戸十七戸倭川内津右經年毎丁役為品部免調役あり 大和河内摂津國
に散在る事ときこゆるは此國に禁野ある故なり三代實録元慶六年九月二十
一日己未勅山城国葛野嵯峨野元既不制今加禁樵夫牧豎之外莫聽放鷹
追兎此外愛宕郡栗栖野紀伊郡芹川野大和國山邊郡都介桓武紀延暦
野河内國天野郡交野みな制禁の所なれは摂津國にも在へきなり
十年七月丙戌停止鷹戸とあれより鷹飼人を置れしか三代實録元慶七年七
月五日己巳勅弘仁十一年以来主鷹司鷹飼三十人犬三十牙食料毎月充彼司

其中割鷹飼十人犬十廾料充送藏人所と見えて貞観二年以後官人は置ず
て鷹飼を藏人所に置る事上に云ら如し

## 刑部省　管司二

卿一人掌鞫獄定刑名 謂覆審解部所鞫與判事以上共断定也依獄令在京諸司事發者犯徒以上送刑部省其衛府糾捜罪人非貫属京者皆送刑部省又云刑部省断流以上者皆連寫案申大政官然則死以下皆以上皆合推断也 決疑讞 謂讞請也正也依同令國有疑獄不決者讞刑部省是也 良賤名籍 謂良訴賤賤訴良判断簿書是為名籍也 囚禁債負 謂徴財曰債受貸不償也即六贓之類及諸令没官者此省皆掌也 事 大輔一人少輔一人大丞二人少丞二人大録一人少録二人史生十人

刑部省は宇多倍佐多牟留豆加佐と訓むへきを和名抄に刑部省を宇多倍多々須豆加佐とよめるは後の訓なるへし官位令に云か如しまた地名に刑部あり和名抄に乎佐加開と訓せりさては允恭紀に皇后忍坂大中姫命の御名代に忍坂部と云へきに二字に約め記に刑部と犯罪の獄情は處分を掌りて欽明紀二十三年六月云云是月或有譖記せるあり同字まて混ひそ馬飼首歌依曰云云廷尉鞫問極切とあるは古の獄官ときこゆれと擬者の飾に文なかむも知らすして漢百官志に廷尉秦官聽獄必質於朝廷故曰廷尉とあるも 元正紀和銅元年八月丁酉從三位高向朝臣麿薨難波朝廷刑部尚書大華上國忍之子也と見ゆれは孝徳御代には刑部尚書と云けむ 唐の制に刑部尚書といへり

天武紀に刑官と見ゆ此令にて刑部省といふ　廢帝紀に天平宝字二年八月甲子改易官號の制に刑部省窮鞫定罪要須用義故改為義部省となりしを同八年九月丙辰にまた刑部省と改められたり　鞫獄の獄は犯罪の是否を争ひ競ふをいふ　俗にて罪人の對鞫を拷撃て其事を窮め問ふなり　俗に罪人を拷問にかけると云に同し　窮は悉く白狀をあかさしむるを　決するをいふ如し　定刑名は犯罪を刑律の文に照し考へ定むるをいふ刑名を杖笞徒流死の五刑あり律の正文に依て勘へ定むるを解部判事の職とするを本省より處分を受るは其專務をいへり

詳に考へ　註に解部の鞫せる狀を以て判事以上の官人と其罪理を決斷て刑名を定むとあり　此事は各其職にて云へし　獄令にみえたり在京の諸司にて罪業の發覺ありしを徒罪以上の人は此省に送り又衛府の糺し捜り捉ふる罪人在京の住居りあらぬは此省より送るをいへり　貫屬は其郷戸に編まれたるをいふ　在京は京職に犯人を送りは略きたり　其刑部省も徒罪以上は斷定を得と　杖以上は斷を得るなり　罪人の伏辯書と省の判文を連ね寫して記文をもて官の處分を受くるなり死罪以下笞以上の五罪は此省にて推問斷定する制を知し

推は窮問なり　光仁紀宝龜九年十一月壬戌先是天平勝宝五年二月十五日勅私鑄錢人罪致斬刑自今以後降一等處遠流者云云於是勅刑部定其罪科刑部省奏言謹案賊盗律云謀反者皆斬父子沒官祖孫兄弟遠流名例律云犯罪者以造意為主隨從減一等又云二死三流各同為一減者今比校輕重仍從者減首一等處從三年家口減一等處徒二年半奏可之とあるは刑名を定むといふべし　決疑讞は獄訟の軽重の疑ひ有て決斷かねたるを平議に處分するをいふ字書に讞乃珍反議獄所疑也又平議也といへり　註に讞請也正也と板本にあるは也字衍なりさは請正にて疑獄の正議を請申の義を注せるなり　獄令に凡國有疑獄不決者讞刑部省若刑部疑申大政官とあるにて請正のこころを明らむべし　決疑は其本省に申すと異國にも古く見えて礼記に有司讞于都漢刑法志に高皇帝七年制詔御史云云自今以来縣道官獄疑者各讞所屬二千石官二千石官以其罪名當報之所不能決者皆移廷尉注に當謂處斷とあり　良賤名籍は良人賤人の此者を許へ處分あり　名帳なり賤は官私奴婢家人の平民にあらぬをいひ良は賤を免されて今良となれるなり　常例の良人なり　戸令に凡充賤配奴すゐとあり

婢而生男女者後訴得免所生男女並従良人及家人まさ官戸至年七十六以上並放

為良凡放家人奴婢為良凡官戸陵戸家人奴婢與良人為夫妻所生男女不知

情者従良捕亡令に凡奴婢訴良未至官司為人執送云云といへる此良賤の名帳を

いふ猶いはく聖武紀に天平十六年七月丁卯故正四位下紀朝臣男人與故従五位下紀

朝臣國益相訴奴婢依刑部判賜國益男正五位下清人既而上表悉従良と

あり集解に賤男賤女訴訟之時此省判断或為良或為賤其名帳也判事式

に凡判良賤訴者具録事状申官奏聞と見ゆれは判事の職なる故名帳は此省に

掌なるを 註に良訴賤賤訴良判断簿書とあるは委しかゝに良人の賤なり
免るゝを訴

へ賤人の良民なるを訴ふは上よりいへる義なるを賤と良人 判断簿書名帳と二事に

と互に貨財なと他事を訴ふをいふに混ひくれは委しからを

いへるはいかゞあるべき 令文は名帳のみにて判断の簿は見えぬ事なり 囚禁は罪人を獄所に囚へ散禁する

るなり 囚獄司の掌をいふ 債負は官より徴納の雜物まゝ貨賤を借て償をぬきいふ字書

に負財曰債貸不償 六贓は賊盗律に一曰強盗二曰竊盗三曰枉法四曰不枉

日負とあり公私の債負なり

法五曰監臨六曰坐贓とある類にて官私の物を欠負せり贓贖なり此外謀反縁坐

にて没官の家財なとも兼ね知て此省皆掌ることなり 贓贖司の本省なもてかく記せり 史生使部は

式部式に刑部省史生十人使部三十人まさ省掌扶省掌各二人と見ゆ類聚國

史第一に大同元年十月壬申刑部省掌聴把笏とあり 八省同例なれと考へ合せ

へし使部以下は下条に記せり

大判事二人掌按覆鞫状断定刑名判諸争訟

中判事四人掌同大判事少判事四人掌中判事

大属二人掌抄写判文謂唯為抄写別注其餘検出稽失等者一准神祇史少

属二人掌同大属

大解部十人掌問窮爭訟中解部二十人掌同大解
部少解部三十人掌同中解部
省掌二人使部八十人直丁六人
判事は罪犯の事状を判断の司なり 持統紀に判事を古止古止波留豆加佐とあるも此義なり 考課令刑部に本註云謂少輔以上及判事獄令に凡犯罪應入議請減者皆申大政官應議者大納言以上及刑部大輔少輔判事集官議定と刑部省官人の外にいへも別司なる事明らなり 中務省の内記監物の例なり
鞫状 按覆鞫状とは犯罪の事情推問の文記也 按考へ詳に反覆も其理の盡る緒まて勘ふるをいふ 鞫状は解部より送るなり
断定刑名は 上刑部省に定刑名と同し 高野紀神護景雲三年十月癸亥大和宿祢長岡傳に 長岡少好
刑名之學云云 當時言法令者就長岡而質之あり 法律を刑名と云へて獄令に凡諸司断事悉依律令正文と見ゆ
判諸爭訟は良賤の訴盗贓の訴犯罪の曲直の類一二事にあらに故に諸といへり 諸は衆多といふ 判は是非得失を定むるをいふ 凡判断裁處分の四色はよく似て皆わたるなり 断は白刃をもて物を切断つ如く明らに是非を両段に分つ義 裁は非を裁ち去て是を正しくなすは縫裁の如し 處分は是と非を取り分るにて 俗に取捌と云ふ是なり 判は上の如くなるを考ふへし
此司の員大中少をすへて十人なり 本朝文粋に延喜十四年四月式部大輔三善清行上奏意見十二事其六曰伏以職員令大判事二人中判事二人少判事二人 此令に中少各四人なるを二人と云は後の制なるべし 皆掌決斷人罪也然近古以来大判事一人常用律學之人其外五人不必任明法之輩故去寛平四年有詔省件大判事一人中判事二人少判事一人唯置大少判事各一人然猶大判事獨用法家小判事亦非其人今按事意此詔之旨竊有疑惑何者聖王之政刑法為大云云伏望依舊置判事六人皆擇明通法律者補任之使之倶議科文詳定條章各攄其意然後奏聞如此則冤獄永絶罪人自甘と見えたり 此後

判事六員置るゝ事見えさせ給ひし此意見ちいて成せむ 刑部判事式ニ大判事一人少判事一人とかけり 官職秘抄云大判事明法博士兼之寛平四年省二人一延長四年復旧加置之但不任之といへり 職原抄ニ大判事一人中判事一人少判事二人とかけりて中判事近代不任之と記せり 大属

抄寫判文は此司諸争訟判断の文記を寫し刑部省ニ送るまての案記を抄書するは主典の掌る所なり 抄は神祇官大史の条上抄註ニ抄者録也と見えたり 刑部判事式ニ凡訊獄訟書者具録訴状其申官解文者少除繁辞宣判之日必須委曲とあり 宣判は判文を罪人訴人ニ宣へ告る日も委曲く記せ（きを）云

註ニ此条は唯判文抄寫の為ニ別ニ記せるなり 八省の大少録寮司の大属みな其掌る所を記さぬなとて別記といへり 神祇官大副註ニ有別掌者注兄別掌者不註故下條云抄寫判文其主典之職掌豈唯抄寫判文餘皆准此條例故特注其別掌とあり 其餘檢出稽失讀申公文の事は悉く神祇大史ニ准ふとあり 唯字は抄寫判文の異あるのみニて其餘は同じきを云 さて此大属の檢出は集解ニ神祇史之令習仍檢出鞫状之失錯等並預断罪也とあり 令習は令を習ひてといふ義なるへし 此司ニ史生を置ミしは類聚國史ニ職官部 延暦十八年七月己未置判事史生四員と始て見え日本後紀にも同 式部式ニ判事史生四人とあり 大解部は治部省ニも置玉て共ニ一

司なるへし 解は其条ニ云へり 和名抄ニ勘解由使を止久流与志加牟賀布留豆加佐とよめる此久流は此解ニ同ときこゆ 獄令ニ凡告密人云受告官准法示語確言有實即禁身據状檢校とある官も此解部ニ似たり 持統紀ニ四年春正月丁酉以解部一百人拜刑部省とあるより此省ニ管せられたり 此条ニ大中少をへて六十人見ゆるは治部省ニも置るゝ故まいふなるへく如し 問窮は上治部省の解部ニ鞫問とかけるか 争訟は獄訟を競ひ争ふをいふ 此司は犯罪の訴訟を窮め問て其事状の曲直を明らかに辨まへ其鞫状を記し判事ニ送るを掌とすまて 解と云も事状を明らかに辨ふをいふ 即ち罪人の辨書を窮問ひて記をへし 辨書は罪人自服の手書まて俗ニ口書を取るといふニ同じ されは解部は今の吟味役ニ當るへし 類聚國史職官部ニ大同三年正月壬寅詔ニ刑部解部宜従省廢とあり 省廢は省き廢るの義をいへるなり

## 贓贖司

正一人 掌簿斂 謂簿疏也斂収也言疏収於逆人資財而没官也 配没 謂領取没

官之物更分配於諸司假令兵器者配兵庫文書者
配圖書財物者配大藏逆人父子者配官奴司之類
也　贓贖謂非理取財曰贓倍贓亦同也出金當罪曰
贖入公入私並同也其諸國贓贖物即入當
司以充修理　闌遺雜物　謂依捕亡令得闌遺物事
獄舍等也　無主識認没官是也

佑一人大令史一人少令史一人使部十人直丁一人

贖贓司は罪人の贖物贓物を收歛の司なり類聚國史職官部に平城天皇大同三
年正月壬寅詔に其贓贖司併刑部省とあり　此時解部も亦刑部省に併されたり　式に凡贖銅錢者
收囚獄司省相共出納とあるは此司を廢されし後の制なり　簿歛は文簿に記し
逆人の家財を歛むるをいふ　簿は帳なり俗に欠所帳といふべし　捕亡令に無主認者没官録帳すと獄令

和名抄に帖請物也唐韻云疏記疏也

に別勅破家者若受人寄借及質物之屬當時即有言請券證分明者皆不在
録限とは何れも簿に録するをいへり　唐書に家財没収するを籍其家といへり籍も記文なり　註に簿は疏也と云は没
財を件條に記するをいふ　俗に箇条がきに記するを云字書に疏音數條陳也記注也とあるか如し　歛は収め取るにて贓盗律に
謀反大逆者之父子及謀反者並没官といへる逆人の資財を條別に簿に記し収むる
とあり　配没は逆人反坐の男女口を諸司官奴に配し其資財を没入せらるるなるべし
戸令に凡官奴婢年六十六以上及癈疾若被配没令爲戸者獄令に應配居役者云
婦人配縫作及舂とある配なり没は資財没入をいふ　戸令に家人奴婢奸主所生男女各没官と見え唐刑法志に凡反
逆相坐没其家配官曹長役為官奴婢とあるに同し奴婢は賣買の故に資財の例なり　註に領取る没官の物をいふ　領は此司の官物と領せる
也に諸司に分配は兵器文書は圖書財物者大藏と其各職に配し逆人父子は官奴
司に配せる類といへるはいささか違へり　配は逆人及坐の男女口にて官奴司に配し奴婢とせるは
上にいへど其餘天文秘書の外は出し賣るべし罪人の穢物といひてか諸司に分配せへき　逆坐の父
子兄弟は出し賣らぬは其親屬の贖に故なり
林に書は官司の外は停めらるとあり　賣らるるのみ　高野紀神護景雲元年九月癸亥日向員

外從四位上大津連大浦解任其隨身天文陰陽等書沒爲官書三代實録に貞
観八年十二月八日己卯是日沒入庶人伴善男宅地資財付内藏寮佛像経論書
籍付圖書寮とあり宅地資財は内藏寮の掌なれはあらはに出賣も遺闌の物の例を見
考ふへし 内藏寮より價長を置なるも没官物に賣る故なり 捕亡令に闌遺之物無主認者出賣とあり 此外出賣得價の例多かり
循贓贖の注に云へし 贓贖は非理に財物を取るは贓なり銅を出し罪に當る代贖といふへし
贓はすへて盗竊の物をいふなり金銅を此司に出し罪を贖ふをいへり 贖と贖刑の事は尚書
舜典に金作贖刑注に出金贖罪也また同書呂刑に墨辟疑赦其罰百鍰注に
黄鐵也 刑部式に凡贖銅錢者と銅と錢を記せり 註に 贓は正贓また倍
と記せり
贓も同し贖は公に入れ私に入るも又同し 入私の例は獄令にいへも 諸國なる贓贖の物
も官司に入れ獄舎修理の料に充ると云を集解に諸國贓贖不送官假令
大藏司物 得盗贓者入此司之類也とあり此説よろしくきこゆ 註はひ獄令に言なり
令に凡獄囚應給衣粮薦席醫藥及修理獄舎之類皆以贓贖等物充と
見ゆるも贓物を出し賣て其直にて買ふなるへし 罪人の贓物は他事に用ひさるへし 此令は在京の制にて諸國は其處の

贓贖をもて獄所を修理は同例にて此司へは送らさるへし 諸國の簿鈔は計帳に注し此司に送るへし 惣掌の故なり
闌遺雜物は落し物忘れ物の類なり 門内道路山野皆同し 集解に妄出入曰闌忘落財
物爲遺也とあり 妄出入は詳かならねと 漢籍に無符籍妄入宮門曰闌とあるも此義なるへしといふむ 捕亡令に凡得闌遺物
者皆送隨近官司云々 無人認者没官録帳申官聽處分とありも 廐牧令に
國郡所得闌畜云々 無主識認者云々 出賣得價入官其在京云々 出賣得
價送贓贖司とありて闌遺雜物の價直を獄所の用度とせるは京國同制なれ
知るへし 入官は國廳の官物なりと上にいへる配沒も諸司に分配なり あらはに没官の物も悉く賣て用度に充るを准へ知るへし

## 囚獄司

正一人掌禁囚罪人 謂衛府糺捉罪人及諸司送徒以上者皆此司任罪禁囚徒

役功程及配決事　佑一人大令史一人少令史一人

物部四十人　謂此伴部之色故式部補任其衞門府物部亦同也　掌主當罪人

決罰　物部丁二十人　謂諸國任丁帶仗守獄者即自式部省所充也

囚獄司は罪人を獄所へ囚へ守るを掌れり　和名抄に比止夜乃官と訓るか如し　獄は儀制令に囹圄と記せり　獄は漢籍に周曰囹圄又謂之牢とあり　令にも牢舎といへり　囹圄の義は儀制令に云へし　猶獄令に云へし

禁囚罪人は獄令に禁囚死罪は枷杻婦女及流罪以下去杻其杖罪は散禁すと初位已下及允位應贖犯徒及除免官當者禁公罪徒並散禁不脱と禁囚の制を記せり　此罪人は同令に在京諸司事發者犯徒以上送刑部省其衞府糺捉罪人非貫属皆送刑部省と見ゆれも省の處分を受て此司に繫き置くなるらん

使役功程は徒罪の人を役使する功程なり　功課の日程なと約めて功程と云り　徒は半年以下三年以上の五等あれとも居作の日限内に駈使せられ限訖ぬれは免さるれとて其功程を掌るなり　雜令に凡官戸死役者本司明立功課案記とあるか如し　官戸徒罪は別にぬと其功程は同し　集解に徒人役借具録役日並作物數申送於省とあれは在京の例にて獄令に犯徒應配者居役者畿内送京師在外供當處官役云云婦人配縫作及舂と見ゆ　在外當處は京外なる諸國の官役をいへる委しく下獄令に云へし

配決は獄令の決配註に決杖及配徒する戸令の推決註に量其情状便決以笞罪也と見えて決罰は笞杖の二罪なり　名例律に笞罪自十至五十杖罪自六十至百とあり其罪の輕重によれるも

此司に史生使部を置きたると類聚國史職官部に大同四年三月己未始置囚獄司史生二人式部式に囚獄司史生二人使部六人と記せり　物部は罪人を誅戮の氏人にて供奉せしも後には職名の如くなりしなるへし　古へは武人を物部といふも此職によれるならむ又氏人も多かりしにや万葉集に武士の八十宇治川とよみたる雄略紀七年前津屋の闘鷄の条に天皇聞是語遣物部兵士三十人誅殺前津屋並族七十人又十二年十二月壬午木工闘鷄御田の楼上を疾く走るを伊勢采女の見て御饌を覆せし条に天皇便疑御田姧其采女

自念將刑而付物部云々十三年二月ニ歯田根命竊姧采女山邊小嶋子天皇聞以
歯田根命收付於物部目大連而使責讓歯田根命云々また九月ニ木工猪名部眞
根云々仍付物部使刑於野と見えて罪人は物部ニ付て刑殺のよしも多かり新令修選
の日も此氏人をもて物部と定め給へるは古風の残れるものなるべし 此氏人は物部ニて伴部なり物部戸とて別ニ部戸
あらば京國の名負人を補任せらる 集解古記ニ養老四年三月十日刑部省解偁囚獄司物部尤負不堪
駈使省依常例即遣專使趣京及畿内簡點訖經式部補令京國不敢承行謹
請官裁即官判ス案令ヲ伴部補任者既是式部職事令初謂物部亦是伴部之色
省録所須人數申送テ式部依令使任補若自撰人欠少應差白丁者申官使從本
貫簡點身上來之日乃附式部補任兵部亦准此と見ゆ 此格ニよれば此司は式部衛門府の物部は兵部東西市物部はいかゞならむ
もへて物部は伴部なる例をもて式部補任ときこゆれど帯仗の官も兵部ニ属べきなり 集解ニ凡衛門及東西市物部者刑部分配其諸
同物部等為武官考撰申送兵部省也と物部も其司ニよりて式兵の補任あり其考撰は
悉く刑部ニ属くとなり 按ニ諸司物部在〔諸司別ニ見えたる〕令條も囚獄市司衛門の三處ニのみ見えたり〔但此説は疑ふべし〕 集解又云物部四十人謂戸口刑部獄司

不得檢校從本貫耳といへるもいふなり 此名負氏人の本貫ニあり戸口は本貫ニ從ふべし在京の補任氏人は刑部また囚獄の検校をべきは云も更なりて 註ニ伴部の色なる故
ニ式部省補任其衛門府の物部も亦同じといへど東西市のも同じかるべし 此説よくきこゆ
集解は養老格文ニ兵部亦准之と云ては誤れるなるべし 物部補任は一方の補任なるべきを其司により式兵二省の補任といふは
淳なる説ニ於て 類聚國史職官部ニ天長八年二月乙酉因獄司物部定額四十人依無名負氏
入色人通取他氏白丁補十人之員兼皆令帯兵仗元人分番不堪先丁とあるは
此氏人も衰微へて入色なければ他氏の白丁を用ひらるゝ始めなるべし 式部式ニ凡囚獄
司物部者通取負名氏並他氏白丁補十人帯兵仗其東西市各亦取負名氏入色
十人白丁十人 若不足者通取他氏白丁 とあるも同制なり 物部は此司ニ四十人衛門府ニ三十人東西市司ニ各二十人すべて一百十人あれ
は後ニは入色の氏人も不足なる事も出来ぬべきなり入色とは諸司雜任以上ニ仕ふる雜色人をいふ故ニ此司四十人も三十人は氏人十人は他氏を權ニ充る制を立られしなりさて名負氏を
姓氏録ニ考ふるニ物部 物部連物部首物部 飛鳥物部肩野連物部韓国連物部依羅連物部門 細部物部 二田物部 坂戸物部 相槻物部と十二氏見え天武紀ニ十二年九月丁未物
部首凡三十八氏賜姓曰連と見ゆれば古へ此氏人の多かりしなり 皆帯仗の官ニて日本後紀承和元年十二月壬申制ス因獄司物
部刀緒用胡桃染とあり 衛門府物部註ニ當決罰時皆帯刀劔といへり 主當罪人

決罰は罪人を決戮し罰を行ふなり 決罰は即ち死刑をいへり 物部の専務なれは主當といへり 主當の義は中務省大典獄令に凡断罪行刑之日註に死罪行決とあり 物部丁は牢獄を守囚鑰の註にいへり
の番人にて丁は仕丁をいふ、今の牢番の如し 獄令に凡徒流在役者在京者取物部及衛士充ッ一分物部三分衛士また凡獄囚有疾病者主者申牒ス 註に主守者主當獄囚之物部也とあれは物部の分番守固者をいへと此仕丁をも使役して 諸司の仕丁に同しからむ 註に此丁は諸國仕丁を配て帯狀にて獄所を守らしむ式部省より充るといへり 諸國仕丁は此者の處分へ 刑部囚獄司式に凡物部拾人申省移式部勘籍補之其物部丁八人准諸司直丁給粮と見えたり

## 大藏省　管司五

卿一人掌出納 謂與監物共出納也 諸國調及錢金銀珠玉銅鐵骨角齒羽毛漆帳幕權衡 謂權懸鍾也衡橫木也所以知輕重者也 度量 謂丈尺為度升斗為量也 賣買估價 謂貨物價直隨時輕重官家據其中估但當買時知估價法非是常在市而案記也 諸方貢獻雜物事

大輔一人少輔一人大丞一人少丞二人大錄一人

少録二人史生六人
大主鑰二人少主鑰二人藏部六十人價長二人
典履二人掌縫作靴履鞍具 謂此為賞賜不関供御百濟手部狛部並是得考者也 檢校百濟手部 百濟手部十人掌雜作事
典革一人掌雜革染作檢校狛部 狛部六人掌雜
革染作 省掌二人使部六十人直丁四人駈使丁六
人　百濟戸　狛戸

大藏省は諸国の調賦貢献また西蕃の貢物を収め掌る庫藏の惣司なれ故に大字を加へられしならむ大膳職大炊寮の大も同じ此省履中紀六年正月辛卯始建藏職因定藏部と見えしを大藏とし内藏を少藏と云しより古語拾遺に至於後般余稚櫻朝云云更立大藏令蘇我麻智校三藏とあるは此御代にて三藏は内藏大藏及齋藏と細書あり 清寧紀 雄略天皇の二十三年の条に吉備稚媛陰謂幼子星川皇子曰欲登天子之位先取大藏之官云云遂取大藏之官鎖閉外門式備于難權勢自由費用官物と大藏の號始て見ゆ 官物を収めらるも此文にて知るべし 欽明紀云夢有人云愛秦大津父者必有天下云云及至踐祚拜大藏省また天智紀十年十一月丁巳災アリ近江国從大藏省第三倉出とあり既く大藏省と云しならむ廢帝紀天平宝字二年八月甲子改易官號の條に大藏省出納財物應有節故改為節部省と改作同八年に又大藏省といへり 出納は諸国調以下を出納するなり 上中務省 監物の掌に監察

出納と見えて庫藏出納は本司監物の要として立會ふ制なり大政官式に應出納
官物者本司當日申弁官辨官及中務監物民部主計等與本司共出納其
大藏絹綿絲布等物五位以上臨検案記と記せり 辨官監物主計本司の四所官人の立會ふなり 大
藏式に凡受納出納者先申辨官辨官仰諸司共集然後納とあり 諸国
調を民部主計寮の職計納調及雜物を掌まり 調物は此省にて算計の事訖て脱
漏なけれは受て大藏省に納めしむれは主計と照見て知るへし 類聚国史職官部
陽成天皇元慶七年十一月二日乙丑勅令民部省諸国貢調郡司参着日勘會
見物之後五箇日内移送大藏省大藏式に凡諸国所貢調庸物本司勘訖
諸司會集之日使国司引郡司進就收進日收文とあり 本司は民部省なり 文は輸調の文記を云なるへし
銭は天武紀十二年四月壬申詔曰自今以後必用銅銭莫用銀銭乙亥詔曰用
銀莫止と始て見え集解古記に和銅元年始用銀銭三年始用銅銭とあるは始て
あれは 顕宗紀二年十月に是時稲斛銀銭一文と云は例の作者の飾文猶下典鑄司なるへし 俗に和銅三年の鑄銭を和銅開珍といふ今も僅に残れりとそ

に云へし 金銀珠玉は上内藏寮に云し 銅鐵の義は赤金黒金にて其色
によりて名目の異なり 枚本に銅銭鐵とかけは銭字衍なり今は削り去つ 骨角齒羽毛は奥骨牛角家
齒鳥羽獸毛なるへし 奥骨は鯨骨にて器物に作るへし牛角にて弓を飾る具にて角弓の名あり齒は象牙鳥羽は翅をいふ獸毛は褥茵を織るへき類にて猶あるへきなり 賦役令に諸国貢献物云云皮革羽毛錦罽見えたり 漆は
木漆金漆あり 下の漆部司にいへり 帳幕は周礼幕人に帷幕注に在旁曰帷在上曰
幕和名抄に帳施張於床上也今按帳属有几帳之名といへり 權衡は横
木を衡とし其衡に垂るゝ具を錘といふ 俗にいふ天秤錘は權にて軽重をしるものなり 分銅あり
て 度量は布帛の丈尺を度とし米穀の斗升を量といふ雜令に用度量權官司
皆給様皆銅為之註に官司者大藏省也関市令に凡官私權衡度量歳以仲春造
大藏省而平校焉と見ゆ下雜令に云へし 賣買估價は賣買の估價なり 估價は俗
に相場立と云か如し 估は價を論ふ價は價直なるへし 集解に估貨物之價隨時軽重是謂估
價といへり此註に同し 註に官家の賣買は其中估によりて定む但し賣買の時に

當りて估價の法を知ると云は尋常ニ市肆ニ在て知るにあらす〳〵毎日の案記ニて知るとふ
て市司より毎日估價の案記を送るなるへし集解ニ関市令ニ官與私交関以物為價准中估者之類とあるに同し
中估は平價ニて捕亡令ニいふへし其價長の職なり上内藏寮ニ價長掌二平物價市易一とあるに同し
諸方貢献雑物は集解ニ諸方者諸蕃并諸國皆約之といへるか如し尚書旅獒
献方物注ニ貢其方土所生之物となり即ち土産物なり賦役令ニ凡諸國貢献物者皆盡當土所出云云大藏
省式ニ凡諸國所貢絹擇其最美一千疋毎年別納と見ゆ夷蕃貢物の異珍を此省ニ藏むるも同しかる
へし文武紀慶雲三年壬正月戊午勅收貯大藏諸國調者令諸司毎色檢校相知
又收貯民部諸國庸賦軽物絶絲綿等類自今以後收於大藏而支度年料分充民部
也と見えて貢物調物は皆此省ニ收め常例禄物は式部省官より申し大藏ニ出納せし
むるは上ニ云へるも別勅は中務省勅旨を受て出さしめ内藏寮用物は此省より割き送る例なり大丞大録各一人を類聚國
史職官部ニ平城天皇大同三年八月庚戌加大藏省大丞大録各一員とあり少録を八省ニ
三人ふる所此省ニ六人とあるは誤りなるへし集解古記ニ大同三年七月十六日官奏日加置官員事令加大丞一員大録一員右出納事官物欠少云云と見えて國史と月日こそあり

史生六人和銅六年九月辛巳加大藏省史生六員大同四年三月己未加大藏省史
生八員とあり已上類聚國史職官部ヨリ見ゆ此時ニ史生三十員ニ増加へり式部式ニ大藏省史生二十人と記せり
大主鑰は官位令ニ大藏大主鑰見ゆ桓武紀ニ延暦十八年夏四月辛丑減大藏省主鑰大
少各一員とあり類聚國史も同し是より各一人となれり應神紀十四年百濟弓月君率其部来帰乃分置諸國使人業蠶織称秦氏雄
略紀十五年詔ニ秦氏人供貢絹帛充積庭内因賜姓禹豆麻佐といへり古語拾遺ニ
此事を記して曰自是而後諸國之調年以盈溢更立大藏令蘇我麻智校三藏而秦
氏知其出納東西漢部勘録其簿是以秦漢之族世為内藏大藏主鑰此藏部之縁也と見えたり此主鑰の開閉は大政官式ニ凡應出納
大藏物者云云本司録申曰雑物出納事辦判余之録称唯ス主鑰申曰給鑰上申
監物余曰給之即称唯受鑰諸司共赴立正藏前主鑰引藏部等申曰開藏上申
監物余曰開之即称唯令藏部開諸司検校出納了即監物加封テ主鑰申曰事
畢諸司乃退と委しく見ゆ諸司は少弁已上一人中務民部大藏三省輔各一人監物主計各二人なり別勅は中務輔常例は民部輔本省輔以上の
集會あるへし同式ニ凡奉勅出大藏物者本司奉勅経中務上内藏寮主鑰の
省輔一人監物一人與本司輔以上一人相共出之と見えたり
条ニ云へし藏部は六十人を類聚國史職官部ニ延暦十七年夏四月癸亥大藏

省藏部數定為四十人仍給夏冬衣服中務式給時服条に大藏省藏部廿人と見
ゆ此名負氏は秦漢の二氏なるへし 欽明紀に秦大津父拜大藏省云々元年以大
藏椽為秦伴造使秦人七千五十三戸隷焉 古語拾遺に秦漢之族世為内藏大藏主鑰此藏部之縁也と見ゆ全
文は上にいへり 價長は估價の長にて本書にいへる賣買估價を平估に市易する事内藏寮
の價長に同し諸國獻物夷蕃の雜物の價を定むる職なり 内藏寮は其条にいへるをは出しあり 元正紀養
老六年二月戊戌詔に買物貴賤價錢多少隨時平章永為恒式といふ價なり 平章を平賦
役令に凡諸國貢獻云々之類皆准布為價以官物市充不得過五十端大藏式に
凡蕃客來朝應交關者丞録史生率藏部價長等赴客館與内藏寮共交關訖
録色目申官其價物東絁一百疋調布綿一千屯錢三十貫文といへるまゝ蕃客獻物
も其價法に准らへ國王使者に報祿を給ふも此價長に定めしむるなるへし 此事は令式の文に見えされ
と唐六典鴻臚寺の職に諸蕃朝賀進貢使入朝所獻之物先上其數於鴻臚 鴻臚
寺驗覆少府監定價之高下鷹鶻狗無估則鴻臚定所報輕重とあり鴻臚は玄
蕃寮少府監は大藏省にあたるへし 大藏式賜蕃客例に大唐皇判官行官使丁並
此令は悉く唐制に摸されしなれは同しからむ

水手但大使副使者臨時准量給之新羅王大使副使大通事録事云々右賜蕃
客例宜依前件或有階品高下職事優劣者並宜臨時商量加減とのみあり
蕃使に給ふ祿物の色目委しく此式に載せて差等あれと其文長けれは省きつ 此頃は其祿法の常式ありときこゆ估價の
法にまらさるにもあらむさて此價長二人中務式給時服条に大藏省云々價長二人と見
ゆ集解に價長四人と記せるは誤字しるへし 典履は上 内藏寮典履条に云へる百濟手も同し 註にこ此
典履の縫作の具は官人より賞賜の料まて供御の事に預からす作る其百濟狛の二手も
功程によて考撰を得へしとあり内藏寮典履の註に為供御也と云ひ分けたるも此得考せし其条に
論ふことく有すしく おもむきは上に云ふ如し 典革は革を作る染るよしの名なり 此職の革を作て典履は縫作れは各さとあり
雜革は和名抄に説文云革獸皮去皮也和名都久利加波と訓て獸皮を革に作て
なめしをいへり 漢籍に獸皮生曰皮理之曰革柔之曰韋和名抄に柔皮和名乎之加波と訓る 雜革は牛馬猪鹿の革なりて 廐
牧令に凡官馬牛死者各收皮腦内藏式に牛皮鹿皮猪皮見ゆ革に作るは同式に
牛皮一張長六尺五寸廣五尺五寸除毛一人除膚肉一人浸水潤釋一人曝涼踩柔四人と七人

功程見ゆ　また鹿皮同上一張除毛曝涼一人除膚完浸釋一人熟皮をかく作すとあ
削暴和脳揉乾一人半と三人半の功を用ふるもあり
り　涂作は内蔵式に涂皺文革一張長六尺五寸廣五尺五寸採樫皮一人合和麴鹽涂一
造四人涂皂革一張長廣同上燒柔裏烟一人涂造二人と功を記し　和名抄に
革云云今按有蘇枋革黄櫨革紫革褐革緋纈革等名といへり　今も八幡黒革菖蒲革
の名あり　紫革に及字脱たり　内蔵寮典履に及検校百済手部と及字あれと此検校百済手部また検校狛部の上に及字有へきなり　狛部は
高麗部なり　百済を手といひ高麗を部と云は縫作るは手技涂作るは然らぬ故の差別を立て云ふなるへし　集解古記云大同元年
十一月十一日官符云典履二人百済手部十人戸百済典革一人狛部六人戸狛右
件元大蔵省所管今右大臣宣奉勅件人等自今以後宜隷内蔵寮との格によ
りて典履典革みな内蔵寮に併されたり　内蔵式に此二職の事を記せるも是なり　百済戸は内蔵
寮にも有て供御の料を縫作れり　省掌二人式部式より大蔵省掌二人扶省掌二人
また使部廿人見ゆ　治部刑部二省の制に准へ考ふへて　百済戸は賞賜料の具を縫作りまた内蔵と
大蔵の二所に分て隷るなり　皮細工の匠手の戸口をいふ　集解古記に百済手部十戸在京八口右

京二戸一番役五人月料履十六両令縫為雑戸免調庸但百済手部十人得考
とあり　手部二十戸を四番に分けて毎月各履四両を作らしむるなり内蔵寮の手部は　集解に左京紀伊國凡十戸あるを見ゆ大蔵の手部戸口とは異りて臨時召役と
記せ　また百済戸十一戸臨時免役為雑戸免調役　此手部は内蔵寮な召役をさ立て似たり　凡謂廿一戸
涂衣二十戸　華衣を涂る匠なるへし源氏物語に　ふるきの表衣も此類なるむ　飛鳥沓縫十三戸呉床作二戸　和名抄に胡床
此間云カサ阿久良　蓋縫十一戸大笠縫三十三戸楉作七十二戸　橋は蓋骨なり　右六色人等臨時召役為
品部取調庸免雑徭　飛鳥沓縫は万葉集十六竹取翁の作歌に彼方之二綾裏沓とあり　また古へは
飛鳥飛鳥壮蚊霧禁縫為黒沓刺佩而と
蘭笞をもて縫作るは蓋縫といへり橋も此料なるへし　和名抄に蓋和名岐沼加散ま
た笠一所以禦雨也古今和歌集に鶯のかさにぬふてふ梅花といふも蓋は縫ふ故なり今
も管笠熊谷笠など云あり　神代紀に作笠者加佐奴比とよみ
崇神紀に笠縫邑といふ地名も見ゆ竹笠は集人式にいふへし　一云凡縫蓋縫笠一飛
鳥縫履涂部如此之類皆有蔵部之中といへり按に百済手戸をへて廿一戸なる
に匠手百五十戸あれは蔵部の兼たるとは云ふなれも　此蔵部も六十員あれはまた其數
あなれは此は後人の説と聞ゆ按に
集解の説は信しがたきによりて試にいふ蔵部の名負氏人
秦漢氏の作れるよしみへ集人の戸口竹笠を作るも同じなるなり
狛は漢書に高句麗といへるか新王莽の時に　狛戸は熟皮細工匠な
り　穢狛と云しより狛字を高麗の事に記せるも　仁賢紀六年に是歳日鷹吉師還

自高麗献工匠須流枳奴流枳等今倭國山邉郡額田邑熟皮高麗是後也

とあるは狛戸の始めなるへし今も山邉郡に皮工邑といふあり額田村に隣せりといふ古名の残れるにやあらむ 集解古記云忍海戸狛人五戸竹志（チクシ）戸狛人七戸合十二戸役日無限 和名抄に大和國忍海郡宇陀郡に多氣の御名見ゆ 但年料牛皮廿張以下令作村作村は毛を去て熟皮にする所を云なるへし 村狛人三十戸宮郡狛人十四戸大狛染六戸右五色人等為品部免調役也と見ゆ大狛染とは高麗錦の類をもあらむか今も高麗染の端畳に大文小紋の名あり 五色の人は忍海竹志村宮郡大狛の戸を云へし 又云紀伊國在狛人百済人新羅人並卅戸戸年料牛皮十張鹿皮腐皮令作但取調庸免雑徭と記せり 腐皮は糜皮の誤にはあらぬか まず曝し皮を作る料も有へし 新羅人は其作物さだかならず

## 典鑄司

正一人掌造鑄金銀銅鐵塗飾瑠璃謂火齊珠也玉作及工戸戸口名籍事 佑一人大令史一人少令史一人

雑工部十人使部十人直丁一人 雑工戸

典鑄司は金銅の類を鑄作る事を掌れり 俗に鑄物師といふに同し唐百官志に掌冶司掌范鎔金銀銅鐵といへり同職なるへし范鎔は法模にて鑄形といふ物なり 此司も後に罷られたり 官職秘抄に寳亀五年併内匠寮と記せり 造鑄は金銀銅鐵にて器物を鑄作るをいふ銀銅の銭なども古へは此司にて鑄作られしか 天武紀に銀銭銅銭のなと見えたり持統紀八年三月乙酉に鑄銭司の職を置されしより此事はやみて大宝年中よりは器物のみを鑄作られんとし 鑄銭司の事は令外官職考に 古へ銅佛を鑄られし事多かり 推古紀十三年夏四月始造銅繍丈六佛像各一躯また高麗國大興王聞日本國天皇造佛像貢上黄金三百両といへるを黄金を又作せるか 天武紀に十年三月詔親王以下至于庶民諸所服用金銀珠玉云々之類服用各有差といふも服用の物を鏤て飾しなるらむ此外

猶作るなるへし　塗飾瑠璃は石汁を塗て飾て瑠璃の火齊珠を作るなるへし

異物志に瑠石似玉者十種此自然物今所用皆銷石冶汁加以衆薬灌而為之と見ゆれは塗飾も同状なるへし　瑠璃は和名抄に瑠璃俗云留利青色而如玉者也唐韻云玫瑰和名與雲母同火齊珠也と二物とせり　註に璃を直に火齊珠といへるは違へるに似たれと然らす異物志に瑠璃石有光者火齊珠埤蒼曰瑠璃火齊珠也とあるによれり　和名抄に火齊珠を雲母に同しく瑠璃に異也といへるは其状雲母によく似たる故なるへし異物志に火齊珠状如雲母色如紫玉光曜如燭まて元魏之時日氏商人販至京師瑠石有光者名火齊珠一曰似雲母黄赤如金出日黄とあるは瑠璃の光曜ある故火齊珠と云へし　されと珍異の物なれは得かたき故に塗飾を作せしなるへし　大蔵式に賜蕃客例大唐白玉の条出火水精十顆とあるも火齊珠の類なるへし　和名抄に火珠一名瑒璲和名比止流大万火精也とあれと是も水精にて瑩き作玉は出火と云へるなるへし水精は一名月珠美豆止留大万と訓めて也さあり人功をもて瑩き作るを玉と云へし　玉作は内蔵寮の珠玉註に自生為珠作為瑩玉　和名抄に玉白玉宝石也と見ゆ漢籍に車渠石之次玉也馬脳石之次玉也ともいへり　上内蔵寮珠玉の条を照し見るへし　雑工戸は鋳作また玉作の匠にて長上分番の職あるへし　集解に抽取工戸戸口名籍と雑工戸の男女名帳なり

鍛冶造兵司部人及百済新羅雑工人配之とある鍛冶造兵二司に隷する雑工戸も有へけれと此司に部戸見えさるは兼たるにあらす　但し他司繁役の日佐み兼ぬる制も有まて此司に隷ける部戸はまた有へし　玉作部なとや名負氏人なるへき

掃部司

正一人掌薦席牀簀苫及鋪設酒掃蒲藺葦藁等事

佑一人令史一人掃部十人使部六人直丁一人駈使丁二十人

掃部司は酒掃を職として兼て鋪設を掌れる司なり　和名抄に掃部寮加牟加年

姓氏録に掃守連と有り此訓に之掃部は掃守部なるべし

毛里乃豆加佐と訓て掻き掃を守る義なるべし　加牟は音便なる故古語拾遺に天祖云云作箒掃蟹且兼掌鋪設遂號其官曰蟹守即掃部是也といへるは証言なり此訓の類聚國史職官部に加牟毛里を加尓毛里ていらていふべき音便をも志らぬ人の説なるむ

弘仁十一年正月辛卯公卿奏曰云云併内掃部司號掃部寮属宮内省但官員一同主殿寮伏聴天裁奏可之とあり　全文は内掃部司の云へし官職秘抄に弘仁十一年壬五月昇以為寮と云り

此時に内掃部司を併せられて官員を置き司を改め寮とし宮内省に隷られしなり　内掃部司は宮内省の管なるに拠まり中務式に掃部寮を載たり

薦席は薦もて席の二事なり和名抄に席和名無之呂薦席也薦和名古毛席也と通はし記せと薦は掃部式に神祇官諸祭料に葉薦十六枚食薦一百枚見え掃部式に年料鋪設暈繝端帖十枚簀八枚長八尺廣五寸冬二枚長廣同上右簀夏薄冬厚　帖は今いふ薄端にて古へは幾重も鋪設けたる故に太々美と名負へるなり

年料鋪設雑給両面端帖十六枚緑端帖七十枚薄折薦帖九十二枚並長八尺張席五枚

和名抄に掃部寮長畳短畳見え掃部式に短帖一枚長四尺五寸廣四尺狭帖一枚長六尺廣四尺ありもへて席に薦薗管を用ひ今の如き畳てはあらむを尋常はたゝみ置き鋪には延はし用ひしなり

牀は床なり和名抄に牙床久礼度古

倚子床子の名あり　内匠式に榻一脚長五尺三寸廣二尺五寸高八寸和名抄に呉床長六尺て見ゆ古へ貴人には此床を用ゆ今の床机なとゝふ類なり

雑令に廳上及曹司坐五位已上並給牀席其在京諸司主典以上並給座席以下随破即給と掃部式に凡廳坐者親王及中納言已上倚子五位已上漆床子自餘白木床子と見ゆ

簀は竹を編み作れる席なり食を置く料すゝ竹席す代へ用ゆ大小による名を異にす掃部式に簀十六枚あり　按に簀は今の御簾も此簀を垂るものなり抄に箪織箪篋為席署月鋪之とあるは鋪設の具なり其小なるを箸子といふなるべし　已上鋪設の具なり

笘は和名抄に苫和名度万編菅茅以覆屋也と見ゆ是も席の類なり　今も茅をあみて物を覆ひ雨を防くに用ふ是を度万といふ

鋪設は牀席を廳堂に鋪き官人の座を設くるをいふ　洒掃は廳庭に水を洒き洗ひ箒もて塵を掃き除くをいふ

弾正式に凡宮中諸司各令本司掃除其廻所亦同とあるは諸司の曹司近所は其本司の掃除なり　本司は其司にて掃部は廳庭のみなるべし　掃部の官人に云

弾正式に凡八省院廻り左右衛門相分掃除豊楽院亦同とありて院の廻りは衛府殿廷は掃部官人の掌にて宮中の事も推し量るへし

蒲は和名抄に蒲和名加末草名似藺可以為席也

藺は同抄に藺和名為似莞而細堅宜以為席也　今の畳は此藺を編り

莞草藨は

同抄に葭一名葦和名阿之まき蒹葭を葦属也といへり　此葦蒹は同草にて異なり委しくいはゝ葦は阿之蒹は与之と云
へく此蒹坊本に簾に誤れり　笠簾は上にいへる筥具の属にて葦の類なれは此四草は席に編むへき草なれ
を此司り殖蕃らして其田を管せり　民部式に凡掃部寮殖藺田一町量置山城國便
近之處掃部式に殖藺田一町在山城國耕殖四十一人以當國正税雇充刈得藺三百
八十圍寮家仕丁刈運　蔣沼一百九十町在河内國茨田郡刈得蔣一千圍管二百圍
並刈運夫以當國正税雇役　莞五百圍摂津國徭夫刈運　まさ主税式に凡營掃部寮藺田一町料
稲三百束毎年以山城國正税充彼寮とあり　和名抄に菰一名蔣和名古毛また管草名也和名須計莞和名
於保井とあり　此同に苅取て薦席を織て鋪設に用ふるなるも　薦を古毛と訓むも蔣草にて織て作れる故なり　集
解に大蔵調薦席等充令造備とあり　掃部式に織席一枚長九尺廣四尺料樺藺二尺
八寸編食薦一枚長六尺廣三尺料樺藺一尺五寸樺蔣食薦一枚長六尺廣三尺料樺蔣二尺
樺は若苗をいふ　藺圓坐一枚徑三尺　菅圓坐一枚徑三尺厚一寸　蔣圓坐一枚同上　功程は同と見ゆ　織り進むる
式に官人日績麻八両其縫席端並績麻官人者内侍充之まる　諸國より貢調もあり
造作之間並給間食人別日白米八合作手八人各日黒米一升六合

て同式に凡諸國所貢調並交易席薦等寮先定與諸司共收納若有年中用多
支度不足者申省聽裁とあり　令史は一人にて大少は置れしを弘仁十一年に寮に改め
られしより主殿寮に准へて助允大少属を置直されしなるへし中務式に掃部寮頭助允大少
属各一人見えたり　掃部は鋪設洒掃を掌れる伴部にて司の處分を受て其
事に供ふるなり　式部式に掃部寮掃部取負名外異姓白丁五人預勘籍之
例とあり　此名負氏は姓氏録河内神別に掃守宿祢掃守連掃守造見ゆ　駈使丁
は藺蔣を刈て運ふに駈使の仕丁なり　すへて駈使丁は其司の雜物を運ひ収むる事に役使する料なり　民部式に凡掃
部寮殖藺田一町云々　其營料者以當國正税三百束毎年充之苅取者即用本
司仕丁掃部式に殖藺田一町刈得藺三百八十圍寮家仕丁刈運　此司營種は専ら藺田のみにて
其餘は雇役徭夫を用ふることを上に云へり　集解古記に茨田葦原地即以駈使丁使作殖也といへり　茨田は摂
津國茨田郡の葦原なるへし　此司掃部十員使部六人は中務式賜時服条に史生四人掃部八人作手
八人式部式に史生五人權一人使部十人と定められしは寮に改めしより官員をも増加へしなり

# 漆部司

正一人掌雜塗漆事　佑一人令史一人漆部二十人使部六人直丁一人

漆部司は塗漆（ヌリウルシ）を貯へ器物をぬる司なり　和名抄大倭國宇陀郡漆部を奴利倍とありかくよむへし　類聚國史平城天皇大同三年正月壬寅制に漆部司併内匠寮とあり集解古記に同年正月二十日の詔と記せり　雜塗漆は雜器を漆塗することをいふ和名抄に膠漆　漆宇流志木汁可以塗物也また金漆和名古之阿布良見ゆ内匠式に漆供御雜器　膳櫃一合下案一脚並塗赤料漆一升一合また朱漆器に臺盤一面長八尺廣三尺二寸五分一面長四尺廣三尺二寸五分大椀一口径八寸六分深三寸中椀一口径七寸八分深二寸盤一口径八寸窪坏一口径五寸深一寸三分　和名抄に金銀宋漆之器なと見ゆ　漆部は塗漆の匠なり

元正紀養老四年六月己酉漆部司令史從八位上丈部路忌寸石勝直丁秦大麻呂坐盜司漆並斷流罪と見ゆれは此司にて漆を貯ふへく大藏式に凡諸國所進年料漆先令内匠寮定其品即蓋上記定品とあり　大同三年の後は内匠寮此司を兼たれは此寮にて其品題をも定めしならむ

漆部は塗て飾る匠にて又漆を造ることも掌るへし　漆をよく調へ製するも此匠なるへし　集解別記に漆部二十人之中造七戸倭國經年役伴造為伴部漆部為品部漆部十戸經年毎戸役免調役也泥障二戸革張一戸右二色人等臨時召役為雜戸取調免役限外漆部五戸泥障八戸革張三戸右三色人等為品部取調免徭役但漆部伴部並得考とあり　泥障は鞍具革張は塗革の張を曝せるならん　此は漆部戸にて伴部の例に違へは其戸の品部の制ならも限外にも品部雜戸の外に品部を立られしも同し　漆部伴部は経年長上の例にて考撰にも預るへし　姓氏に漆部連漆部直漆部造の名負人あり　此三姓は漆部は此氏人にて漆部戸を置玉ひしか既に此司を内匠寮に併せられ氏人も仕へさるなり漆部戸の匠内匠寮に隷きしならは其戸を集解に記し漆部は漏さるものならむ

縫部司

正一人 掌裁縫衣服 謂此為衛士等衣服也 事 佑一人 令史

一人 縫部四人 使部六人 直丁一人 縫女部 謂検前縫女

部在使部上而新令在直丁下者凡新令之体雜女

皆在男下所以在直丁下其考者依舊更无改張

縫部司は人給ひの衣服を裁ぬふ司なり 中務省に縫殿寮あり これは供御料をもて雜給は[illegible] 此司も類聚國史職官部に 大同三年正月壬寅詔曰観時改制論代立規往古相沿来今無革云其縫部司併縫殿寮 主者施行とありて廃られしなり 集解別記に正月廿日詔と記せり

裁縫衣服は上 縫殿寮にいへり 集解古記に問縫殿寮縫部司裁衣服之別何如答縫殿以給内

縫部以給外といへる然るべし 註に是は衛士等の衣服を縫作る為なりといへど令條に見えぬ事なり

又衛士等のみの衣服にて営繕令に凡在京営造雜作物應須女功者皆令本司造若多作及軍事所用申大政官役京内婦女 本司謂縫部司也 とも定むるもいと狭くきゆるなり

官戸奴婢三歳以上毎年給衣服春布衫袴衫裙各一具皆随長短量給とある

も皆此司より裁縫て給ふなるべし かゝれば年中雜給料なり 衛士の衣服といふとの心得かてなり 考ふに唐

百官志少府監条に凡武庫袍襦皆識其軽重乃蔵之 縫殿式に元旦節會

冬至元日以給衛士とあるをかゝる事をおもひ註せるにあらむか

賜親王以下被一百條綿八百屯預前縫備當日持候中務唱名寮即頒給

と記し中務式に官人に時服を給ふ事見ゆ 此司は縫殿寮に併せられし かくは其寮に預備ふも古制ならむ 縫部は

男官にて縫女部に分け縫しめ料用に備ふ伴部なり 此名負人は姓氏録に左京に衣

縫造 河内神別 和泉諸蕃 衣縫の姓を記せり 縫女部は其員定らず臨時に宮

人官女を召役ふにもあらむとおもへど中務省宮人註に縫女乳母等名帳考撰を

記せは部戸あてときこゆ 集解別記に縫女部十戸経年女役但考仕太藏省記定

獄令云應配居役者婦人配縫作と云も此寮も配せらるゝ之

送中務省耳と十戸の例を志るせと雑給料は十戸の堪へきにあらされは後の制なるらむ
も知かるし　此条に員数を記さぬて内匠式に凡可縫縄繝之者移大藏省不限多少　定まれる部戸なりるへし
令官人縫大炊式に大藏縫女卅人惣日四升とあり　集解に召京内婦女等令縫
裁耳とあるは急速の日にて尋
常は然らく営繕令に若作多及軍事所用謂不済者由大政官役京内婦女註
に本司謂縫女司也と記せり唐百官志に寺人条云諸司営作須女功者取於戸婢
といへる女功も　按に雄略紀十四年春正月戊寅身狭村主青等共呉國使將呉所献手
裁縫るなむ
末才伎漢織呉織及衣縫兄媛弟媛云云是飛鳥衣縫部伊勢衣縫之先也ます應神紀
十四年春二月百済王貢縫衣工女曰真毛津是也今来目衣縫之始祖也と記せり此
飛鳥久米は大和國の地名　和名抄に高市郡に久米飛鳥郷名見ゆ　今といふも撰者の時代　養老なるへければ
古へより此地に縫女の住居しは志るけれと此令に員数見えぬて臨時に多少ありまし
此司は縫女の本司を志るしめさるなるむ　猶中務省の縫殿寮　註に前の大宝令なと此
へ換るに此縫部は使部の上に縫部四人縫女部と記せり今養老令に直丁の下に記せる
はたへて新令の文躰雑女は男官の下に記せし例なしもて直丁の下に記せとも其縫女の考

は旧例によりて更に改め易へるにあらまと　前令新令の相違を論ふのみなり　改張は白氏文集に不宜改張而易
轍まく廃帝紀天平宝字六年五月丁酉大宰府言上に一所定　也は直丁の上下に依
不可改張とあり古へは多く此語を用ひたり旧例の定まれるを改めさる義に云を
て考撰の異なるを後人の疑ふへきとていへるなるむ　凡て男女なとにいへる条には男官を前にし女官
記せしる職員令には此外見えぬも　を後に記し女は男に先こもの義を取も
様令の文体男官を先ついへる類なれ　又大宝令の天長年中にも猶存るを見ゆへし　此註にて

織部司

正一人掌織錦綾紬羅及雑染事　佑一人令史一人

挑文師四人掌挑錦綾羅等文　謂取綾錦文者名為挑文生即得考以自

挑織故也　挑文生八人使部六人直丁一人　染戸

織部司は錦綾等を織ることを掌まつり供御また賞賜を兼ゆるを此司も機織を掌れは織女を祭る儀あり古へはいく
有りん考へらるれと唐の制を模しゝるものときこゆ織部式ニ七月七日織女祭料物十五
種造棚三基二基司家料一基臨時料祭官一人祭郎一人供奉祭所祭郎先以供
神物次第列ニ棚上ニ祭官称ニ再拝ニ祝詞訖亦称ニ再拝ニ次称レ礼畢とあり唐百官志織
染署ニ七月七日祭レ杼と記せり 和名抄ニ受レ緯曰レ杼亦謂ニ之梭ニ和名比字也説
文云機之持緯者也といへり皇國祭杼の故事は傳へられと
万葉集ニ七夕祭の歌なとあまたあるにて古へより有ることは志るきなり
錦綾紬羅は織部
式ニ緋地錦暈繝錦韓紅地二窠錦熟線綾穀綾冠羅雑羅 羅の名見ゆ此義は営
繕令また賦役令貢献物の條にいへも今ははぶきつ 機織の始は 神代紀ニ織女の□機を織る事見ゆれと
されは皇國の衣服にて漢さまあるにあらね此條は漢さまといへは異なり
應神紀三十七年春二月戊午朔遣阿知使主都加使主於呉云々呉王於是
與工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女同四十一年二月是月阿知使主等自呉到筑
紫
雄略紀十四年春正月戊寅身狭村主青等共呉國使將呉所献手末才伎
漢織呉織及衣縫兄媛弟媛云々と見ゆれは漢織呉織の錦綾は始めけむらし 今も唐渡
りの種々の錦綾の類多く繒帛の属 姓氏録ニ摂津神別服部連熯速日命十二世孫麻羅
なを呉服なといふ名残れるも考へ合せへし
宿祢之後也允恭天皇御世任織部司惣領諸國織部因号服部連といへれは此人機織
の功思有つるより此職ニ拜せられ氏名ニは負ひけむ 諸國ニ服部地名多かるは此氏人の住める處なるへし摂津國島上郡
ニ服部郷名和名抄ニ見えて波止利とよめり
元明紀和銅六年十一月丙子詔正七位上按作磨心能工
異才独起衆侶織成錦綾實称妙麗宜磨心子孫免雑戸賜姓栢原村主とぶ
かも記せり 按作は鞍作の誤りにあらさる
按作といふ氏姓は物ニ見あたらぬ
雑染は織部式ニ見えて縫殿式ニ
雑染用度 深紫浅紫深緋緑縹の綾帛を染むる用度を記せり 其文長けれは煩はし 織部
本書ニよりて見るへし
式ニ雑織料糸其糸録數申省侍従官符到請受練染訖即織之と見ゆ元明紀和
銅六年六月辛亥右京人支半于刀河内國志紀郡人刀母離余叡色奈並染作暈繝
色而献之労各授従八位下とあり 暈繝は和名抄ニ雲間錦といへり今も貴人の鋪
設ニ端帖を用ふ此二人の名はとまるへし
令史一人ニ史生を置きしは類聚國史職官部ニ大同四年三月己未始置織部司史生
二員式部式ニ史生織部司四人權二人とあり 史生四人の中ニ正二人權
二人あるなといふ此例皆同し 桃文師は
四員を中務式ニ給時服条ニ織部司師二人とあるは集解古記ニ大同三年十二月十五日官符
云定諸司等長上事 挑文師四員右減二員定二員以前被右大臣宣稱奉勅件司

等才伎長上數停止並減定如件永為恒例といへり此挑文は機織の文理を作りて
教ふる師なり　挑は儀礼注に緒也結綜成文謂之挑也字書に挑他彫反宛轉循環貌と見ゆ綜は機の糸を持て交ゆるものにて和名抄に綜和名開といへり
されは上つ方より糸を取てめくらし綜りまし文章を作る義なり今も阿夜止利といへる人なり
漢織といへるは此挑文なるへく考ふへし　□應神紀に穴織雄略紀に呉織漢織と二工女を並へ奉るも同工女にあらは　穴漢は皆阿夜とよみて機の文章を織る名にして
元明紀和銅三年壬六月丁巳遣挑文師于諸國始教習織錦綾といへるは諸國に
挑文織錦を教ふる始めなり　此挑文を後に其作といひしは織部式に見ゆ　註に綾錦の文理を取より
挑文と名つく其生は考撰を得て自身挑て織る故なりと挑文の註に生の事をいひても　挑文と生の間を隔てて訓へし
挑文生てふことあるに板本に供御料を挑文の生なれを考を得へきをいへるなり　供御の用度を
連ねよみて挑文生の註に誤れり
作るは考得の例　□内藏寮百済手に云へり唐六典に織染署条に凡錦綾
文織禁示於外高品一人專莅之と見え今も供御料に織る為に有司監臨て外人を
禁せられりまつ其帛名を於美豆羽貳重と集解に挑文生得考也此雖有師為非
云も外人に見せぬ稱なれを上古も禁しめしなるむ
習學人といへるは違へり皆凡て師ある生は教授を受て習得たる得業生は自身挑文を
なすへし　大學寮の博士學生得業生の例を考へ合すへし　□挑文生は後に見えたる挑文の男を

共作といへり　織手と二人共に織るなれは名なるへし　織部式に大暈繝錦一疋織手一人共作一人熟線綾
一疋織手一人共作一人と有り中務式に織部司四十八人挑文師二人織手四十人
機別に織手共作　機工相作在此數内といへり　相作といへるや共作なるへき
各一人有へき故なり　式部式に凡織部司雜色十人與考　此數内に共作も有て考得と云ると　類聚國史
弘仁天長八年二月壬辰雜色一十人充織部司以充雜事也と見ゆれも共作をも定めかたし
使部六人なと式部式に織部司使部四人とあり　雜色は織手共造機工絲綵女　今長男女の名見ゆ下に云へし　染
戸は集解古記に緋染七十戸役日無限染絶無定為品部取調免徭役　役日無限は長上の
戸なり似たり藍染二十三戸倭國十九戸近江國四戸　三戸出女三人役餘戸毎丁令採薪為
品部免調役といへてより　三戸出女三人役とあるは脱文有るか詳ならねと試にいはく四戸の中
もて徭役を免さる制なるへし女三人を出し一戸より正丁一人を出し女は染工男丁は采薪を
は薪丁なるへしむかし縫殿式に倭國十九戸も同制にて凡二十三戸の中に大戸は染手七戸
用度絶十疋薪百廿斤絲卅絇浅緋綾一疋薪三百六十斤深緑綾一疋薪二百四十斤練絶
薪六十斤と其用度を記せり此染戸は雜織の料糸を練染め此司に送るなるへし
縫殿式に凡染手六人各日黒米一升五合とあるは長上の染手なるむ
古く見ゆれと□公戸の制なけれは記されぬなるへし　織戸は今後の制なからむも知かるし　此外に織手織戸も集解古記に綾綿

百十戸年料一人錦一疋綾一疋令織但貴錦一疋令織錦綫卌四枚為品部取調免徭役錦綫は錦綜一具を作るを云なるべし　呉服部七戸年料毎戸小綾二疋令織為品部取調免徭役　呉服の名は今も残れり應神紀に呉織といふは古より傳はれるなるべし　河内國廣織絹人等三百五十戸綫五十枚一綫七疋令織取調免徭役ま　織手等一二人有司上名在國織進耳とい へるはかく在國にて織て進せて其名を司に上るは公戸の例なり　其織手の名を上る司に申して長上分番の制なきにこそ　高野紀神護景雲元年十月己酉停河内國織御服絹戸とあるは後より織手を召役ひて此司に隷しめ給へるなるべし　類聚國史に承和六年壬正月戊戌織部司織手町災焼百姓廬舎數烟と記せり　日本後紀もおなじ　織部式に織手共造機工三十五人各給粮日黒米二升薄機織手五人各日白米一升六合絡絲女三人各日米一升五合並夏冬時服申省間食四合請受其今良男十人女二十人衣粮不経本寮便受所司　省は大蔵省は縫殿所司は大炊寮なるべし　中務式給時服条に挑文師二人織手四十人機工相作かく衣粮を給ふは此司に隷きて在此數内絡糸女三人と四十五人に時服を給ふ制見ゆ　又云凡内藏寮錦綾織手勘籍二十人直司家其考文送彼寮とある故なり　又云凡内藏寮錦綾織手勘籍二十人直司家其考文送彼寮とある

ア此織手は供御料を織る手をもて考を得たるなり　彼寮は縫殿をいふなり

○技藝者ノ外國旅行證券ニ奉スル者ニ関スル件　附シテ　該當ノ鑑照